

国土交通省
インフラ長寿命化計画（行動計画）

令和3年度～令和7年度

令和3年6月18日
令和6年4月1日改訂
国土交通省

改訂履歴

<u>改訂日</u>	<u>改訂内容</u>
<u>令和6年4月1日</u>	<u>水道行政の厚生労働省からの移管に伴う対象施設 (水道) の追加</u>

目次

I. はじめに	1
II. 国土交通省の役割	2
III. 計画の範囲	3
【対象施設】	
【計画期間】	
IV. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し	5
V. 対象施設の現状と課題	6
【国土交通省が所管するインフラの状況】	
1. 個別施設計画の策定・推進	
2. 点検・診断／修繕・更新等	
3. 予算管理	
4. 体制の構築	
5. 新技術の開発・導入	
6. 情報基盤の整備と活用	
7. 基準類の整備	
8. 法令等の整備	
VI. 必要施策に係る取組の方向性	26
【これまでの取組の総括】	
【防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策】	
【目指すべき姿】	
【計画期間内に重点的に実施すべき取組】	
1. 個別施設計画の策定・充実	
2. 点検・診断／修繕・更新等	
3. 予算管理	
4. 体制の構築	
5. 新技術の開発・導入	
6. 情報基盤の整備と活用	
7. 基準類等の充実	
VII. フォローアップ計画	74

I. はじめに

平成25年11月に、政府全体の取組として、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」がとりまとめられた。

平成26年5月に、この基本計画に基づき、国土交通省が管理・所管するあらゆるインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「国土交通省インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）」を策定した。

この行動計画に基づき、個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）を核として、点検・診断、修繕・更新、情報の記録・活用といったメンテナンスサイクルを構築するとともに、インフラの大部分を管理する地方公共団体への技術的・財政的支援などを実施してきた。また、将来の維持管理・更新費の推計により、損傷が軽微な段階で補修を行うことで施設を長寿命化させる「予防保全」の考え方に基づく取組の必要性・有効性を周知するとともに、より効率的なメンテナンスを実施するための新技術の開発・導入の推進、社会情勢や地域構造の変化に応じた集約・再編等の取組の促進などを実施してきた。

インフラは「国民の安全・安心の確保」「持続可能な地域社会の形成」「経済成長の実現」という役割を担っている。その役割を下支えするため、これまでに整備したインフラがその機能を将来にわたって適切に発揮できるよう「持続可能なインフラメンテナンス」が必要である。特に、自然災害が近年に激甚化・頻発化している中で、整備したインフラが事前防災として大きな効果を発揮できるよう、平時から適切なインフラメンテナンスを実施することの意義は大きくなっている。また、データやデジタル技術の社会実装等、インフラ分野のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進していく必要がある。

これまで国土交通省が実施してきた数々のインフラメンテナンスの取組に加え、「予防保全」への本格転換、新技術等の更なる普及、インフラストック適正化の推進などの取組を充実・深化させた、第2次の国土交通省インフラ長寿命化計画を策定する。計画内容を着実に実施・推進することで「持続可能なインフラメンテナンス」の実現につなげていく。

II. 国土交通省の役割

国土交通省は、各インフラの維持管理・更新等が適切に行われるよう体制や制度等を構築する「所管者」としての役割と、自らがインフラの「管理者」として維持管理・更新等を適切に実施する役割を担っている。

本行動計画では、これらの二つの立場から国土交通省として取り組むべき施策のとりまとめを行い、国土交通行政全体として、戦略的な維持管理・更新等に向けた取組を強力に推進する。

III. 計画の範囲

【対象施設】

国土交通省が維持管理・更新等に係る制度や技術を所管するインフラについて、法令で位置付けられた全ての施設を対象とする（具体的な対象施設は次表のとおり）。

分野	対象施設	主な根拠（関連）法令
道路	道路施設（橋梁、トンネル、大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）等）	道路法第2条第1項
河川・ダム	河川管理施設（ダム、堰、水門、床止め、樋門・樋管、閘門、陸閘、揚排水機場、浄化施設、管理橋、堤防、護岸、樹林帯等）	河川法第3条第2項
砂防	砂防設備	砂防法第1条
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項
海岸	海岸保全施設（堤防、護岸、胸壁、水門及び樋門、排水機場、陸閘、突堤、離岸堤、砂浜等）	海岸法第2条第1項
水道	水道施設（浄水施設、配水施設等）	水道法第3条第8項
下水道	下水道（管路施設、処理施設、ポンプ施設等）	下水道法第2条第2項
港湾	港湾施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設等）	港湾法第2条第5項及び第56条の2の2 港湾法施行令第19条
空港	空港土木施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、共同溝、地下道、橋梁、場内・保安道路、のり面、擁壁、護岸、道路・駐車場等）	航空法施行規則第79条及び第92条
	航空保安施設	航空法施行規則第1条 電波法施行規則第3条
	空港機能施設（航空旅客の取扱施設）	空港法第15条
鉄道	鉄道（線路、停車場、電気設備、運転保安設備）	鉄道に関する技術上の基準を定める省令第90条
	軌道（軌道、線路建造物、電力設備、保安設備、通信設備）	軌道運転規則第12条、第13条、第17条、第19条及び第20条
	索道（索道線路等、停留場、原動設備、握索装置等、保安設備）	索道施設に関する技術上の基準を定める省令第42条
自動車道	橋、トンネル、大型の構造物（門型標識等）等	一般自動車道構造設備規則第11条、第12条、第16条、第17条及び第29～34条
航路標識	航路標識（灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等）	航路標識法第1条第2項
公園	都市公園等（都市公園、特定地区公園（カントリーパーク））	都市公園法第2条第1項 社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号
住宅	公営住宅	公営住宅法第2条第2号及び第9号
	公社賃貸住宅	地方住宅供給公社法第21条第3項第1号
	UR賃貸住宅	独立行政法人都市再生機構法第3条
官庁施設	官庁施設（庁舎、宿舎等）	官公庁施設の建設等に関する法律第13条第1項
観測施設	測量標（電子基準点、駿潮場）	測量法第10条第1項第1号
	気象レーダー施設	気象業務法第3条第1項

※水道分野については、本計画のうち分野横断的な事項による他、本計画に定めのない事項については、令和6年4月1日改正前の「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和3年3月31日策定）」の例によるものとする。

【計画期間】

本行動計画における計画期間は、中長期的な視点から社会資本整備に取り組んでいくための道しるべである「社会資本整備重点計画」との整合を図り、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）までとする。

IV. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

計画的な維持管理・更新等を進めていくためには、増大が見込まれる維持管理・更新等に要する費用の中長期的な見通しを把握した上で、戦略的な取組を進めていくことが重要である。

平成30年11月に、国土交通省が所管するインフラを対象として、今後30年後までの維持管理・更新費の推計を実施した結果、インフラに不具合が生じてから対策を行う「事後保全」の場合、30年後における1年当たりの費用は、平成30年度と比較して約2.4倍となる見込みとなった。一方、不具合が生じる前に対策を行う「予防保全」の取組を基本とした場合、約1.3倍の増加に抑えられ、「事後保全」と比較して約5割減少との結果となった。また、30年間の費用の合計は「事後保全」では約250兆円～約280兆円となる一方、「予防保全」では約180兆円～約190兆円であり約3割減少との結果となった。

このように「予防保全」による効率化の効果が定量的に示されたことも踏まえ、「予防保全」に基づくインフラメンテナンスの取組を更に徹底していくことが重要である。

なお、推計値については、種々の仮定を設定した上で算出しており、今後の不確定要因により数値の増減が想定されるものである。

(将来の維持管理・更新費の推計方法等については、別紙参照)

V. 対象施設の現状と課題

【国土交通省が所管するインフラの状況】

国土交通省が所管するインフラは、道路、鉄道、港湾、空港といった産業インフラ、河川管理施設や砂防施設等の安全・安心インフラ、下水道や公園等の生活関連インフラ等、多岐にわたっているが、今後、高度経済成長期以降に整備されたインフラの老朽化が加速度的に進行していく。(各インフラの施設数等は次表のとおり)。

厳しい財政状況や人口減少、少子高齢化の進展等といった社会構造の変化を踏まえ、現場が直面している課題の解決に向けた取組を迅速かつきめ細かく進めていく必要がある。

分野	施設	建設後50年以上経過する 施設の割合 ^{*1}			管理者 ^{*2}	施設数			
		2020年 (令和2年) 3月時点	10年後 (2030 年3月時 点)	20年後 (2040 年3月時 点)					
道路	橋梁 (橋長2m以上)	30%	55%	75%	国	38,197 橋			
					高速道路会社	24,038 橋			
					都道府県・政 令市等	188,063 橋			
					市区町村	476,163 橋			
	トンネル				国	1,680 本			
					高速道路会社	2,053 本			
					都道府県・政 令市等	5,443 本			
					市区町村	2,174 本			
河川・ダム	河川管理施設 ^{*3}	10%	23%	38%	国 ^{*4}	10,801 施設			
					都道府県・ 政令市	34,962 施設			
砂防	砂防堰堤、床固 工 ^{*5}	34%	53%	71%	国 都道府県	119,247 基			
海岸	海岸堤防等 ^{*6}	46%	61%	77%	都道府県・ 市町村	約 5,900 km			
下水道	管渠	5%	16%	35%	都道府県	7,742 km			
					政令市	112,156 km			
					市町村等	362,619 km			
	処理場				都道府県	185 箇所			
					政令市	150 箇所			
					市町村等	1,829 箇所			
港湾	港湾施設	21%	43%	66%	国	4,841 施設			
					都道府県 ^{*8}	43,824 施設			

					政令市	3,463 施設
					市町村等※9	8,956 施設
空港	空港	43%	60%	73%	国	27 空港
					地方公共団体	64 空港
					民間企業	4 空港
鉄道	橋梁	55%	71%	85%	鉄道事業者等	125,047 橋
	トンネル	66%	83%	91%	鉄道事業者等	4,897 本
自動車道	橋	68%	92%	92%	民間企業	61 橋
					地方道路公社	54 橋
	トンネル	88%	100%	100%	民間企業	7 本
					地方道路公社	1 本
航路標識	航路標識※10	19%	34%	51%	国	5,155 基
公園	都市公園等	9%	26%	46%	国	17 施設
					都道府県	525 施設
					政令市	30,318 施設
					市区町村	80,506 施設
公営住宅	公営住宅	16%	48%	68%	都道府県	912,995 戸
					政令市	409,969 戸
					市区町村	830,851 戸
官庁施設	官庁施設※11	13%	29%	45%	国	47,896 千m ²

※1 建設後50年以上経過する施設の割合については建設年度不明の施設数を除いて算出した。

※2 港湾は、管理者ではなく所有者。

※3 国：堰、床止め、閘門、水門、揚水機場、排水機場、樋門・樋管、陸閘、管理橋、浄化施設、その他（立坑、遊水池）、ダム。

都道府県・政令市：堰（ゲート有り）、閘門、水門、樋門・樋管、陸閘等ゲートを有する施設及び揚水機場、排水機場、ダム。

※4 独立行政法人水資源機構法に規定する特定施設を含む。

※5 国が施工管理者として管理する施設を含む。

※6 堤防、護岸、胸壁（いずれも水管理・国土保全局所管分と港湾局所管分の合計。国が権限代行で整備した施設は都道府県・市町村に含む。東日本大震災の被災3県（岩手、宮城、福島）は含まず。）。

※7 処理場は、供用開始後、段階的な増設を行っており、供用開始年度のみをもって、一概に当該施設の経過年数とは言えない。

※8 一部事務組合含む

※9 港務局含む

※10 灯台、灯標、灯浮標、船舶通航信号所等。

※11 庁舎（合同庁舎、法務局、税務署、公共職業安定所、検察庁、労働基準監督署等）、庁舎以外（自衛隊、刑務所、宿舎等）。

1. 個別施設計画の策定・推進

(1) 個別施設計画策定の対象施設

維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を図りつつ、持続可能なインフラメンテナンスを実現するためには、点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、個別施設計画を策定し、これに基づき計画的に投資していくことが重要である。

国土交通省では、「Ⅲ. 計画の範囲」に示す対象施設のうち、以下の施設を除く全ての施設について、予防保全の考え方を前提とした個別施設計画の策定を推進している。

〔経年的な損傷以外の損傷によって健全性が左右される施設〕

劣化や疲労等の経的な損傷に比して、大地震・大雨等の大規模災害や事故等の短期間で発生する事象に起因する損傷によってその健全性が左右される施設については、巡視や被災後の点検等により状態を把握し、適切に機能回復を図ることを基本として管理する。

〔主たる構成部が精密機械・消耗部材である施設〕

技術が陳腐化した又は消耗による定期更新が必要な施設については、巡視等に基づく事後保全を基本として管理する。

〔規模が小さい施設〕

施設規模が小さく、予防保全によるトータルコストの縮減効果が限定的である施設については、経済性・効率性に鑑みて、個別施設計画策定の判断については各管理者の主体的な判断に委ねる。

各分野において個別施設計画の策定を推進する対象施設は次のとおりである。

分野	対象施設
道路	橋梁、トンネル、大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド 等）
河川・ダム	ダム、堰、水門、床止め、樋門・樋管、閘門、陸閘、揚排水機場、浄化施設、管理橋 等
砂防	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
海岸	堤防、護岸、胸壁、水門及び樋門、排水機場、陸閘、突堤、離岸堤、砂浜 等 (施設の規模及び構造等の観点から予防保全の効果が低い施設を除く)
下水道	下水道（管路施設、処理施設、ポンプ施設 等）

港湾	水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設 (小規模で利用上の重要度及び代替性等の観点から予防保全の効果が低い施設を除く)
空港	空港土木施設（滑走路、誘導路、エプロン、幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸）、空港機能施設（航空旅客の取扱施設）
鉄道	鉄道（線路（橋梁、トンネル等構造物）） 軌道（線路建造物）
自動車道	橋、トンネル、大型の構造物（門型標識 等）
航路標識	航路標識（灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所 等）
公園	都市公園、特定地区公園（カントリーパーク） (事後保全型管理を行う施設を除く)
住宅	公営住宅、公社賃貸住宅、UR 賃貸住宅
官庁施設	庁舎、宿舎 等 (建築基準法第12条第2項及び官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に規定する定期点検の対象外の施設を除く)
観測施設	該当なし

(2) 個別施設計画の策定状況

個別施設計画は令和2年度末までに策定することとされている。各分野における個別施設計画の策定状況（令和2年3月末時点）は、次表のとおりであり、令和2年度末までの個別施設計画策定完了に向けて順調に策定が進められているが、未策定の施設がある分野については、施設管理者に対して策定を促し、計画策定を早期に完了する必要がある。

分野	対象施設	①総数	②計画策定対象施設数	③計画策定完了施設数	④策定対象割合 (②/①)	⑤計画策定率 (③/②)
道路	橋梁（橋長2m以上） (単位：団体数)	1,824	1,824	1,678	100%	92%
	トンネル (単位：団体数)	712	712	507	100%	71%
	大型の構造物 (単位：団体数)	757	757	528	100%	70%
河川・ダム	主要な河川構造物 (単位：施設数)	45,619	16,349	15,912	36%	97%
	ダム (単位：施設数)	564	564	557	100%	99%
砂防	砂防設備（砂防堰堤・床固工等） (単位：事業主体数)	90	90	90	100%	100%
	地すべり防止施設 (単位：事業主体数)					
	急傾斜地崩壊防止施設 (単位：事業主体数)					
海岸※1	堤防・護岸・胸壁等 (単位：地区海岸数)	5,440	4,754	4,255	87%	90%
下水道※2	管路施設、処理施設、ポンプ施設 (単位：事業者数)	1,471	1,471	1,471	100%	100%
港湾※3	係留施設 (単位：施設数)	14,183	14,053	13,520	99%	96%
	外郭施設 (単位：施設数)	19,148	18,809	14,616	98%	78%
	臨港交通施設 (単位：施設数)	9,727	9,668	7,672	99%	79%
	廃棄物埋立護岸 (単位：施設数)	193	181	133	94%	73%
	その他（水域施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設） (単位：施設数)	18,220	9,483	5,279	52%	56%
空港	空港土木施設（滑走路、誘導路、エプロン） (単位：空港（空港及び共用空港）数)	108	108	108	100%	100%
	空港土木施設（幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸） (単位：空港（空港及び共用空港）数)	108	80	80	74%	100%
	空港機能施設（航空旅客の取扱施設） (単位：空港（空港及び共用空港）数)	91	91	65	100%	71%
鉄道	鉄道（線路（橋梁、トンネル等構造物）） (単位：事業者数)	182	182	182	100%	100%
	軌道（線路建造物） (単位：事業者数)	33	33	33	100%	100%
自動車道	橋 (単位：施設数)	92	92	66	100%	72%

	トンネル (単位：施設数)	8	8	8	100%	100%
	大型の構造物（門型標識等） (単位：施設数)	23	23	16	100%	70%
航路標識	航路標識（灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等） (単位：施設数)	5,155	5,155	5,155	100%	100%
公園	都市公園（国営公園） (単位：公園数)	17	17	17	100%	100%
	都市公園 (単位：地方公共団体数)	712	712	676	100%	95%
住宅	公営住宅 (単位：事業主体数)	1,680	1,680	1,516	100%	90%
	UR賃貸住宅 (単位：棟数)	15,316	15,316	15,316	100%	100%
	公社賃貸住宅 (単位：事業主体数) ^{※4}	11	11	11	100%	100%
官庁施設	庁舎等 (単位：施設数)	7,570	5,613 ^{※5}	5,567	74%	99%
	宿舎 (単位：施設数)	3,854	3,279 ^{※5}	3,255	85%	99%

※1 國土交通省所管海岸のみ対象（一部事務組合、港務局を含む）

※2 下水道は、下水道法（H27.5 改正）に基づく事業計画を個別施設計画としている

※3 一部事務組合、港務局を含む

※4 管理戸数 1,000 戸以上

※5 各省庁の行動計画において個別施設計画の策定対象としている施設数

（3）計画内容の充実

維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を図るためにには、点検結果に基づき修繕・更新等の対策費用を把握した上で、優先順位を付けて計画的に修繕・更新等の対策を実施していくことが重要である。しかしながら、個別施設計画の中には、対策費用やコスト縮減の具体的な取組が示されていない例が散見される。

施設の状態は時々刻々と変化することから、施設の点検結果や利用状況等を踏まえて、個別施設計画を適宜更新することが必要である。その際には、他の機関において蓄積された知見・ノウハウも活用し、例えば中長期的なコストの見通しやコスト縮減方策、優先順位の考え方など、計画の内容をより充実していくことが求められる。

このような観点から、國土交通省では、各地方公共団体において策定された個別施設計画の記載内容を一覧に取りまとめ、ホームページへの公表を行う「見える化」を実施しており、計画内容のより一層の充実を促進している。

引き続き、個別施設計画の内容の充実に向けた取組の促進が必要である。

2. 点検・診断／修繕・更新等

(1) 点検・診断

インフラの維持管理・更新等に当たっては、各施設が有する機能や設置環境等に応じ、事故による破損等の利用に伴う変状を把握するための日常的な巡視・パトロール、経年劣化・損傷を把握するための数年に1回の定期的な点検・診断、災害発生後の変状を把握するための緊急点検等の不定期な点検等が行われている。施設の変状を適時・適切に把握し、利用者や第三者の安全を確保するために必要な措置を講じる上では、これらの各種点検を有効に組み合わせて実施することが必要不可欠である。

例えば、道路橋梁、トンネルにおいて5年に1度の点検が平成26年度から平成30年度までに一巡するなど、各分野において定期点検サイクルに基づいた点検が着実に実施され、各施設の健全度について概ね把握されているところである。

引き続き、施設点検を着実に実施し、インフラの経年劣化や損傷度合いを適切に把握し続けていく必要がある。

※判定区分について、総じて左側は健全な状態（構造物の機能に支障が生じていない状態）、右側は措置が必要な状態（構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態）である。

健全な状態 ← → 措置が必要な状態

分野	管理者	判定区分（施設数）				判定区分（割合）				時点
		I	II	III	IV	I	II	III	IV	
道路	橋梁	全道路管理者	300,389	351,634	65,328	642	42%	49%	9%	0.1%
		国土交通省	22,153	11,415	3,451	11	60%	31%	9%	0.03%
		高速道路会社	2,404	18,094	2,681	0	10%	78%	12%	0%
		都道府県・政令市等	71,495	94,469	19,771	31	38%	51%	11%	0.02%
		市区町村	204,337	227,656	39,425	600	43%	48%	8%	0.1%
	トンネル	全道路管理者	255	6,188	4,177	45	2%	58%	39%	0.4%
		国土交通省	26	955	488	0	2%	65%	33%	0%
		高速道路会社	62	1,162	630	0	3%	63%	34%	0%
		都道府県・政令市等	103	2,838	2,282	5	2%	54%	44%	0.1%
		市区町村	64	1,233	777	40	3%	58%	37%	2%
	道路附属物等	全道路管理者	12,671	21,065	5,931	25	32%	53%	15%	0.1%
		国土交通省	3,466	6,431	1,683	5	30%	56%	15%	0.04%
		高速道路会社	5,391	5,475	363	0	48%	49%	3%	0%
		都道府県・政令市等	3,242	7,409	3,230	11	23%	53%	23%	0.1%
		市区町村	572	1,750	655	9	19%	59%	22%	0.3%

令和元年
度末

分野		管理者	判定区分（施設延長km、施設数）				判定区分（割合）				時点
			A	B	C	D	A	B	C	D	
河川	河川管理施設（堤防）	国土交通省	830.1	9,166.2	3,977.2	0.0	6%	66%	28%	0%	令和元年度末
		都道府県	5,999.2	5,227.3	1,543.4	8.6	47%	41%	12%	0%	
		政令市	47.5	68.6	9.8	0.0	38%	54%	8%	0%	
	河川管理施設（樋門・樋管）	国土交通省	1,513	5,290	1,455	0	18%	64%	18%	0%	
		都道府県	1,251	994	225	21	50%	40%	9%	1%	
		政令市	7	9	0	0	44%	56%	0%	0%	
	河川管理施設（水門）	国土交通省	47	205	95	0	14%	59%	27%	0%	
		都道府県	60	37	15	0	54%	33%	13%	0%	
		政令市	2	0	0	0	100%	0%	0%	0%	

分野		管理者	判定区分（施設数）				判定区分（割合）				時点
			C	B2	B1	A	C	B2	B1	A	
河川	ダム	国土交通省・水資源機構	45	56	22	0	37%	46%	18%	0%	令和元年度末
		都道府県	163	198	73	0	38%	46%	17%	0%	

分野		管理者	判定区分（施設数）			判定区分（割合）			時点
			A	B	C	A	B	C	
砂防	砂防関係施設	国（砂防、地すべり）	4,284	2,011	734	61%	29%	10%	令和元年度末
		都道府県（砂防、地すべり、急傾斜）	109,891	56,717	18,479	59%	31%	10%	

分野		管理者	判定区分（施設延長km）				判定区分（割合）				時点
			D	C	B	A	D	C	B	A	
海岸	海岸堤防等	都道府県等	1,340	1,627	1,015	613	29%	35%	22%	13%	令和元年度末
		市町村等	52	146	70	47	17%	46%	22%	15%	

分野		管理者	判定区分（施設延長km、施設数）				判定区分（割合）				時点
			劣化無	Ⅲ	Ⅱ	I	劣化無	Ⅲ	Ⅱ	I	
下水道	管路	都道府県・市町村	122,482	13,474	3,437	434	88%	10%	2%	0%	令和元年度末

分野		管理者	判定区分（施設数）				判定区分（割合）				時点
			D	C	B	A	D	C	B	A	
港湾	係留施設	都道府県・政令市	1,344	3,913	2,094	1,186	16%	46%	25%	14%	令和元年度末
		市区町村	153	772	449	121	10%	52%	30%	8%	
	外郭施設	都道府県・政令市	2,747	5,345	1,916	946	25%	49%	17%	9%	
		市区町村	550	1,497	465	122	21%	57%	18%	5%	
	臨港交通施設	都道府県・政令市	1,713	2,388	1,157	1,166	27%	37%	18%	18%	
		市区町村	273	417	167	40	30%	46%	19%	4%	
	廃棄物埋立護岸	都道府県・政令市	28	73	26	9	21%	54%	19%	7%	
		市区町村	0	2	1	0	0%	67%	33%	0%	
	その他	都道府県・政令市	5,302	2,216	511	730	61%	25%	6%	8%	
		市区町村	821	359	98	70	61%	27%	7%	5%	

分野		管理者	判定区分（施設数）			判定区分（割合）			時点
			I	II	III	I	II	III	
空港	土木施設	国 都道府県	90 93	169 162	28 7	31% 35%	59% 62%	10% 3%	令和元年度末

分野		管理者	判定区分（施設数）				判定区分（割合）				時点
			d	c	b	a	d	c	b	a	
航路標識		国	448	514	321	294	28%	33%	20%	19%	令和元年度末

分野		管理者	判定区分（施設数※1）				判定区分（割合）				時点
			右記以外		要緊急対策施設数※2		右記以外		要緊急対策施設数※2		
公園	国		14		0	100%		0%			令和元年度末
	都道府県・政令市		18,768		3,828	83%		17%			
	市区町村		46,692		17,965	72%		28%			

※1 遊具を設置している都市公園及びカントリーパークのうち、点検を実施したものが対象

※2 点検結果より、健全度C,Dに該当すると判断された遊具のうち、令和元年度の修繕が未完了のものを有する公園

分野		管理者	判定区分（施設数）				判定区分（割合）				時点
			~35	36~50	51~70	71~	~35	36~50	51~70	71~	
公営住宅	都道府県・政令市	621,946	619,071	81,947	0	47%	47%	6%	0%	0%	平成30年度末
	市区町村	390,945	361,895	77,984	27	47%	44%	9%	0%	0%	

※ 判定区分が無いため、供用年数で整理

分野		管理者	判定区分（施設数）			判定区分（割合）			時点
			A	B	C	A	B	C	
官庁施設	国		100	85	6	52%	45%	3%	令和元年度末

※ 築後30年以上経過した合同庁舎のうち長寿命化を図るべき施設を、外壁の劣化状況に応じ区分

分野		管理者	判定区分（施設数）			判定区分（割合）			時点
			健全	一部劣化	著しく劣化	健全	一部劣化	著しく劣化	
観測施設	電子基準点	国	1,184	134	0	90%	10%	0%	令和2年10月末
	駿潮場	国	22	3	0	88%	12%	0%	

(2) 修繕・更新

施設点検の結果を踏まえて、修繕・更新等の措置を適切に実施し、インフラを長寿命化させていく必要がある。

しかしながら、地方公共団体管理のインフラを中心に、修繕等の措置に遅れが生じている状況であり、次表のとおり、早期に修繕が必要なインフラが多数存在したままとなっている。

分野	点検対象施設数	うち要緊急対策施設数	要緊急対策施設の考え方
道路（橋梁）	717,391 施設 (H31.3.31)	69,051 施設 (H31.3.31)	判定区分Ⅲ・Ⅳの施設数
道路（トンネル）	10,718 施設 (H31.3.31)	4,416 施設 (H31.3.31)	判定区分Ⅲ・Ⅳの施設数
道路（道路附属物等）	39,873 施設 (H31.3.31)	6,062 施設 (H31.3.31)	判定区分Ⅲ・Ⅳの施設数
河川	堤防：約 14,300km 樋門・樋管、水門：約 8,500 施設 (R2.3.31)	堤防：約 3,600km 樋門・樋管、水門：約 1,800 施設 (R2.3.31)	平成 30 年度出水期前の評価の結果における「修繕が必要な施設等」の国管理施設を対象
砂防	砂防設備：約 83,000 基地すべり・急傾斜：約 37,000 区域 (R2.3.31)	砂防設備：約 3,000 基地すべり・急傾斜：約 6,000 区域 (R2.3.31)	健全度評価において「要対策」と判定された施設（区域）
海岸	約 5,900km (H31.3.31)	約 780km (H31.3.31)	健全度評価結果が「措置段階」である海岸堤防等を対象
下水道	約 48 万 km (R2.3.31)	3,871km (R2.3.31)	「緊急度 I・II」と判定された延長
港湾	58,839 施設 (H31.3.31)	10,178 施設 (H31.3.31)	平成 30 年度までに実施された点検診断結果より、性能低下度が A,B と判断された施設
空港（土木施設）	549 施設 (R2.3.31)	35 施設 (R2.3.31)	空港の運用に支障を与えないが、できるだけ早急に補修の必要がある施設数
航路標識	2,400 施設 (H31.3.31)	267 施設 (H31.3.31)	平成 26 年度から平成 30 年度まで点検した施設のうち劣化度判定 a の施設数
公園	87,267 施設 (R2.3.31)	21,793 施設 (R2.3.31)	令和元年度に実施された点検結果より、健全度 C,D に該当された遊具のうち令和元年度中の修繕が未完了の遊具を有する公園数
公営住宅	2,162,484 戸 (H31.3.31)	1,150,506 戸 (H31.3.31)	築後 50 年を経過した建物の戸数又は築後 36~49 年を経過した建物の長寿命化改善戸数
官庁施設	9,071 施設 (R2.4.1)	760 件 (R2.8.20)	老朽を理由とした修繕計画のうち緊急を要すると判定された計画の件数

国土交通省では、地方公共団体への財政的な支援として、防災・安全交付金のほか、集中的な修繕等の実施が可能となるよう個別補助制度による支援を実施している。

※個別補助制度

道路施設（橋梁、トンネル、道路附属物等）：道路メンテナンス事業補助

河川管理施設（水門、排水機場等）：大規模更新事業

将来の維持管理・更新費の抑制を図る観点から、予防保全型のメンテナンスサイクルへ転換していくためには、機能が低下しているインフラの早期の修繕等を実施し、一刻も早く機能を回復させる必要がある。

また、予防保全型のインフラメンテナンスにより、インフラの長寿命化を可能な限り図っていくものの、いずれは更新時期を迎えることとなる。その更新の際には、施設の集約・再編等を検討するとともに、その時点における新技術の活用や、機能の付加・向上、使い勝手の良いものへの転換など、更新時におけるパラダイムシフトを図っていく必要がある。

(3) 集約・再編等

将来の人口減少等の社会情勢の変化を踏まえるとともに、まちづくり計画等との整合性も図りつつ、必要性のなくなったインフラの集約・撤去や、利用者ニーズに沿ったインフラの再編・複合化・機能転換を図ることにより、将来の維持管理・更新費の抑制や、時代に合ったストック効果の向上を図るなど、インフラストックの適正化を進めていくことが重要である。

国土交通省では、交付金等による財政的支援や、下水道、都市公園、公営住宅などの分野において施設の集約・再編等に関する事例集やガイドラインを作成し周知を図るなど、地方公共団体等が地域の実情を踏まえて取組を実施していくよう支援を行っており、各分野における集約・再編等の実施数も増加しているところである。

引き続き、インフラストックの適正化に向けた取組の推進が必要である。

分野	主な内容	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
道路	橋梁等の集約化・撤去、機能縮小	114 施設	282 施設	461 施設
河川	堤防整備に併せた樋門等の集約	8 施設	3 施設	20 施設
海岸	水門・陸閘等の統廃合、閉鎖	56 施設	45 施設	48 施設
下水道	広域化・共同化、施設・処理区の統合（他の汚水処理施設も含む）	77 処理区	85 処理区	100 処理区
港湾	岸壁の護岸化等の利用転換	5 施設	5 施設	14 施設
航路標識	航路標識の廃止	1 施設	58 施設	21 施設
公園	公園の配置・機能の再編	31 公園	42 公園	67 公園
公営住宅	公営住宅の廃止、再編	57 団地	749 団地	806 団地
官庁施設	合同庁舎への集約化	0 施設	4 施設	0 施設

3. 予算管理

(1) トータルコストの縮減と予算の平準化

厳しい財政状況下において、維持管理・更新等に係る計画的な投資を行うためには、あらゆる角度から維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図り、予算の平準化に努めることが重要である。

維持管理・更新等に係る予算の平準化を図るために、点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、施設毎に対策費用や対応の緊要性を把握の上、将来必要となる費用の全体を見通しながら優先順位を検討し、維持更新コストの縮減を図りつつ、投資を計画的に実施していくことが重要である。

(2) 地方公共団体等への予算支援

国土交通省は、自らが管理者として実施する点検や修繕等にかかる予算を確保するとともに、地方公共団体等が管理するインフラに対しても、点検や修繕が適切に実施されるように支援を行っていく必要がある。

これまで防災・安全交付金のほか、地方公共団体がインフラの修繕等を計画的かつ集中的に実施していくための個別補助制度を創設するなどの財政的な支援を実施している。また、地方財政措置として「公共施設等適正管理事業債」も創設されている。なお、これらについては、インフラの集約化等に対しても財政的支援の対象となっている。

また、令和2年の都市再生特別措置法改正により、都市計画施設の改修・更新に都市計画税を活用しやすくする制度改正が行われており、本制度の活用により都市計画施設の計画的な改修・更新が進められることが期待される。

しかし、修繕等の措置が必要なインフラは依然として多く残っている状況である。「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」が位置付けられた「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策（令和2年12月閣議決定）」による取組の更なる加速化・深化を含め、引き続き、個別施設計画の内容の充実を図りつつ、効果的に地方公共団体への財政的支援を実施していく必要がある。

(3) 受益と負担の見直し

維持管理・更新等に係る予算を安定的に確保するためには、トータルコストの縮減や予算の平準化といった投資面からの取組に加え、受益と負担の見直しといった財源確保の観点からの取組を進めることも重要である。

引き続き、機会を捉えて、受益と負担を如何に見直していくかが課題である。

4. 体制の構築

(1) 維持管理・更新等に係る技術者の確保・育成

インフラの安全を確保するためには、一定の技術的知見に基づき基準類を体系的に整備するとともに、管理者がそれらを正確に理解し、的確に実行することが不可欠である。また、新技術等によりメンテナンスの高度化・効率化が期待される中、それらを現場で有効に活用し、最大限の効果を発揮することが求められる。

しかし、インフラの多くを管理している地方公共団体における技術系職員数は、約半数の地方公共団体では5人以下、約4分の1の地方公共団体では0人であるなど、技術系職員が不足している状況にある。着実なインフラメンテナンスの実施のためには、地方公共団体職員に対して、対応能力の確保・向上に資する技術的な支援を実施していくことが重要である。

国土交通省では、各地方整備局等に相談窓口を設置しているほか、国の職員はもとより、地方公共団体等の職員を対象とした研修や講習を実施し、職員の技術力向上に努めている。

(2) 維持管理に関する資格制度の充実

多数の施設の健全性を評価し、迅速に必要な措置を講ずるためには、適切な技術力を持つ者に委託することも効率的な方策である。

国土交通省では、既存の民間資格を評価し、必要な技術水準を満たす資格を登録する制度を構築しており、維持管理分野については、令和3年2月時点で、述べ245の民間資格が登録されている。

(3) 管理者間の相互連携体制の構築

厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、インフラの大部分を管理する地方公共団体が単独で維持管理・更新等を的確に進めていくことは困難な場合が想定される。

このため、国土交通省では、施設の特性に応じて高度な技術力を要する修繕等に限って国による代行制度を設けている分野もあるほか、研究機関等を含めた「メンテナンス技術集団」による助言や技術者の派遣を行うなど、地方公共団体等を支援する維持管理・更新等に取り組んでいる。

また、都道府県が市町村から点検・診断業務を受託する、地域一括発注の取組も実施されている。

さらに、各分野において、国や地方公共団体等の管理者が参画し、インフラメンテナンスに関する情報共有を行う「メンテナンス会議」を定期的に開催するなど、広域的な連携体制を構築している。

(4) 担い手確保に向けた環境整備

多数の施設の健全性を評価し、迅速に必要な措置を講ずるためには、一定の能力を有する民間企業への委託が有効であるが、修繕工事は、施設毎に構造形式や劣化・損傷の状況が異なることから、新設工事と比べて多くの労力を要し、人件費や機材のコストも割高になる場合がある。

このような背景や直轄の橋梁補修工事の発注件数が近年増加していることを踏まえ、国土交通省では、適正な競争環境を確保するため、令和3・4年度の工事競争参加資格審査時から「橋梁補修工事」を新設することとした。

また、構造物の大規模な修繕工事など、高度な工法等の活用が必要な工事において、技術提案・交渉方式を活用して適切な修繕等を行うため、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（平成27年6月、令和2年1月最終改正）」を策定した。

これらの取組を推進していくとともに、小規模自治体における工事等も含め、修繕工事等における担い手の確保に向けた取組を推進していくことが重要である。

(5) 民間事業者等と連携した維持管理の実施

道路、河川、海岸、港湾の分野において、協定等に基づき、市民団体の活動として清掃や植栽管理等の業務が行われている。

また、従来では多数の手続きが必要な複数の分野にまたがる業務などを、束ねて発注する「包括的民間委託」などの官民連携手法をインフラの維持管理に導入することにより、発注者側の負担軽減のほか、民間企業が持つ維持管理に関する技術やノウハウを十分に活かした行政サービスの向上に繋がる可能性がある。特に、民間事業者の創意工夫をより引き出すには、複数年契約や性能発注方式とすることが考えられる。

しかし、インフラの維持管理において包括的民間委託を導入した地方公共団体は、下水道分野を除くと19団体（令和元年10月現在）であり、効率的なインフラメンテナンスに向けて、このような多様な主体との連携による維持管理の実践を拡大していく必要がある。

(6) 国民等の利用者の理解

今後、老朽化したインフラが増加することを踏まえれば、国民にも一定の役割を期待することが必要であり、インフラの現状や老朽化対策の必要性に関する国民等の利用者の理解や協働を促進する取組が不可欠である。

平成28年11月に、インフラを良好な状態で持続的に活用するために産学官民が一丸となってメンテナンスに取り組む社会の実現に向けたプラットフォームである「インフラメンテナンス国民会議」が設立され、革新的技術や自治体支援など様々なテーマでのセミナーや意見交換会が開催されており、令和2年8月に会員数2,000者を超えた。

しかしながら、例えば道路においては、重量を違法に超過した一部の大型車両が、道路橋の劣化に極めて大きな影響を与え、国民の重要な財産を傷めている現状があること等、各インフラの利用者の理解促進に向けた取組の推進が重要である。

5. 新技術の開発・導入

(1) 技術研究開発の促進

国土交通省は、各インフラに関する専門の研究機関等を有するほか、平成30年度に創設された官民研究開発投資拡大プログラム(PRISM)の活用など、戦略的に新技術の開発に取り組んでいる。

インフラの点検・診断は、ドローン、非破壊検査、ロボット等の新技術の開発が進むとともに、これらを活用した効率的・高度化された点検手法等が広まり始めている。

また、凍害劣化など積雪寒冷地特有の劣化・損傷等に対応する研究開発を推進している。

引き続き、これらの取組を継続していくことが必要である。

(2) 円滑な現場展開

新たに開発された有用な技術であっても、維持管理の現場における問題解決に活かされていない場合がある。

施設管理者が新技術を選定する際に性能確認の参考となる「新技術利用の際の性能力タログ（案）」の作成・周知や、新技術情報提供システム（NETIS）におけるデータベース構築や公募した新技術の活用・評価などの取組を実施している。また、インフラメンテナンス国民会議を活用した管理者ニーズと技術シーズのマッチングの支援、インフラメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰する「インフラメンテナンス大賞」によるベストプラクティスの幅広い横展開などを図っている。

また、国土交通省における直轄土木工事（一部を除く）では、原則として新技術の活用を義務付けた。

引き続き、現場条件にあった適切な新技術の更なる導入・普及により、インフラメンテナンスの高度化・効率化を促進していく必要がある。

6. 情報基盤の整備と活用

(1) 情報の蓄積・更新

国土交通省では、収集した情報を確実に蓄積し、積極的に活用していくため、維持管理・更新等に必要な情報のデータベース化を進めている。また、国はもとより、地方公共団体等を含めて収集・蓄積した施設情報を一元的に示すことが出来る社会資本情報プラットフォームなどを整備してきた。

これらの情報は、施設の点検結果等を踏まえて、適切に更新していくことが重要である。

(2) 情報の利活用と発信・共有

維持管理・更新等において取得した情報を、いかに利活用するかが重要である。施設管理者間にて維持管理情報を共有することで、類似した損傷状況・補修事例の参照が可能となるなど、メンテナンスの高度化・効率化に向けた取組を推進している。

また、BIM/CIM、i-Construction の取組により施工段階で得られた3次元データを、次のステップである維持管理の段階にて活用していくことも期待される。

国民への情報発信として、国土交通省ホームページにて「社会資本の老朽化対策情報ポータルサイト」を構築し、インフラメンテナンスに関する様々な情報を一元的に提供している。

7. 基準類の整備

維持管理・更新等に必要な基準類については、施設の特性を踏まえ、各分野において整備してきている。

また、ドローン等の新技術の開発・普及に伴い、それらの新技術を用いた点検手法を基本形とするなど、点検要領の改定などを行っているところである。

今後も、情報の蓄積・分析、点検・診断の手法の改善、修繕等の対策の効果に係る評価、新たな技術の開発・普及等の状況を踏まえ、より効率的なインフラメンテナンスが着実に実施されるよう、基準類を適宜見直していくことが重要である。

分野	内容
道路	<ul style="list-style-type: none">橋梁、トンネル等の「定期点検要領」を H26.6 策定、H31.2 改定
河川・ダム	<ul style="list-style-type: none">河川砂防技術基準維持管理編（河川編）を H23.5 策定、H25.5 改定、H27.3 改定中小河川の堤防等河川管理施設及び河道点検要領を H29.3 策定ダム・堰施設技術基準を H28.3 改定揚排水ポンプ設備技術基準を H29.3 改定河川砂防技術基準維持管理編（ダム編）を H26.4 策定、H27.3 改定、H28.3 改定
砂防	<ul style="list-style-type: none">砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）を H26.6 策定、H31.3 改定、R2.3 改定砂防関係施設点検要領（案）を H26.9 策定、H31.3 改定、R2.3 改定河川砂防技術基準維持管理編（砂防編）を H28.3 策定
海岸	<ul style="list-style-type: none">海岸保全施設維持管理マニュアルを H26.3 改定、H30.5 改定、R2.6 改定
下水道	<ul style="list-style-type: none">下水道維持管理指針を H26.9 改定維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクルの確立に向けたガイドライン（管路施設編）を R2.3 策定
港湾	<ul style="list-style-type: none">港湾の施設の点検診断ガイドラインを H26.7 策定、H30.6 改定、R2.3 改定特定技術基準対象施設に関する報告の徴収及び立入検査等のガイドラインを H26.7 策定港湾の施設の維持管理計画策定ガイドラインを H27.4 策定、R2.3 改定
空港	<ul style="list-style-type: none">空港内の施設の維持管理指針を H25.9 策定、H26.3 改定
鉄道	<ul style="list-style-type: none">鉄道構造物等維持管理標準等の検証を H26.11 とりまとめ
自動車道	<ul style="list-style-type: none">一般自動車道の維持管理要領を H29.3 改定
航路標識	<ul style="list-style-type: none">航路標識施設及び管制信号所の施設点検に関する実施手引きを R3.3 改定
公園	<ul style="list-style-type: none">公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】を H30.10 改定都市公園における遊具の安全確保に関する指針を H26.6 改定公園施設の安全点検に係る指針（案）を H27.4 策定都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）を H29.9 策定プールの安全標準指針を H19.3 策定
公営住宅 UR 住宅	<ul style="list-style-type: none">公営住宅等長寿命化計画策定指針を H28.8 改定事業主体（UR）独自のマニュアル等を H26.3 改定
観測施設 (測量標)	<ul style="list-style-type: none">電子基準点現地調査作業要領を R元.6 改定国土地理院験潮場保守及び測定要領を R3.1 改定

8. 法令等の整備

各分野において、維持管理・更新等における点検・技術基準などについて必要な法令の整備を実施している。

分野	内容
道路	<p>【道路法（H25.6.5 公布、9.2一部施行）】</p> <ul style="list-style-type: none">・5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定・健全度の判定区分を4つに区分
	<p>【道路整備特別措置法・高速道路機構法（H26.6.4 公布、6.30一部施行）】</p> <ul style="list-style-type: none">・計画的な更新を行う枠組みの構築・更新需要に対応した新たな料金徴収年限の設定
河川・ダム	<p>【河川法（H25.6.12 公布、12.11一部施行）】</p> <ul style="list-style-type: none">・点検の規定の整備・技術基準の規定
海岸	<p>【海岸法（H26.6.11 公布、12.10全部施行）】</p> <ul style="list-style-type: none">・海岸管理者の海岸保全施設に関する維持・修繕の責務を明確化・予防保全の観点から維持又は修繕に関する技術的基準を策定・海岸協力団体の指定による地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実
下水道	<p>【下水道法（H27.5.20 公布、11.19全部施行）】</p> <ul style="list-style-type: none">・点検の規定の整備・技術基準の規定
港湾	<p>【港湾法（H25.6.5 公布、8.1一部施行）】</p> <ul style="list-style-type: none">・点検の規定の整備 等・港湾管理者による民有施設への報告徴収、立入検査 等
空港	<p>【航空法（R2.9.23一部施行）】</p> <ul style="list-style-type: none">・空港等の機能の確保に関する基準に従い施設を管理
公園	<p>【都市公園法（H29.5.12 公布、H30.4.1一部施行）】</p> <ul style="list-style-type: none">・維持及び修繕に関する基準の規定

VI. 必要施策に係る取組の方向性

【これまでの取組の総括】

国土交通省では、平成26年5月に策定した行動計画に基づき、これまで「メンテナンスサイクルの構築」「将来の維持管理・更新費の抑制」「メンテナンスの生産性向上」にかかる取組を実施してきた。

「メンテナンスサイクルの構築」に関しては、施設点検の実施による健全度の把握を順調に実施するとともに、必要となる基準や法令等を整備した。また、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画の策定促進、計画内容の「見える化」による内容の充実促進を実施した。さらに、より効率的な点検実施に向けて新技術の開発・普及を踏まえた点検要領の改定などを実施した。これらの取組により、地方公共団体管理施設も含めたインフラメンテナンスのサイクル構築が図られたものと評価できる。

(V. 1. 個別施設計画の策定・推進、V. 2. 点検・診断／修繕・更新等、

V. 7. 基準類の整備、V. 8. 法令等の整備 等)

「将来の維持管理・更新費の抑制」に関しては、まず将来の維持管理・更新費を推計し、予防保全型のインフラメンテナンスによるトータルコストの抑制効果について示した。この結果を受け、予防保全の管理水準を下回る状態のインフラの機能を回復させるために財政的支援を行っているが、早急に修繕等が必要な施設が多数残っている状況である。また、社会情勢等の変化に応じたインフラの集約・再編等の取組を促進しているが、いずれ迎える施設の更新時における機能向上の検討などを含め、引き続きこれらの取組を推進していく必要がある。

(V. 2. 点検・診断／修繕・更新等、V. 3. 予算管理 等)

「メンテナンスの生産性向上」に関しては、多くのインフラを管理する一方で人的資源が不足する地方公共団体への支援を中心に取組を実施してきた。維持管理体制を確保していくため、メンテナンスに関する情報提供の場の構築、点検・診断における地域一括発注の取組など施設管理者を超えた広域的な連携、民間事業者が持つ技術やノウハウを活用した維持管理手法の導入などを実施した。また、インフラメンテナンスの更なる効率化・高度化のため、維持管理情報のデータベース化や施設管理者間・分野間でのデータベース連携、産学官民の連携による新技術の開発・導入の推進などの取組を実施してきた。インフラメンテナンスの更なる生産性向上を図っていくため、引き続きこれらの取組を推進していく必要がある。

(V. 4. 体制の構築、V. 5. 新技術の開発・導入、V. 6. 情報基盤の整備と活用、

V. 7. 基準類の整備 等)

インフラは「国民の安全・安心の確保」「持続可能な地域社会の形成」「経済成長の実現」という役割を担っているが、インフラが持つ機能を将来にわたって適切に發揮させるため、「持続可能なインフラメンテナンス」を適切に実施していく必要がある。特に、近年における自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、事前防災として平時から適切なインフラメンテナンスを実施することの意義が大きくなっている。また、データやデジタル技術の社会実装等、インフラ分野のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進が必要である。

【防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策】

気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化や南海トラフ地震等の発生の切迫、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化等を踏まえ、政府全体で追加的に必要となる事業規模を、5年間で概ね15兆円程度を目指とする「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」が令和2年12月11日に閣議決定された。本対策では、重点的に取り組むべき対策として「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」が位置付けられた。

国土交通省所管分野では、河川・ダム・下水道・砂防・海岸・道路施設・都市公園・公営住宅・港湾・鉄道施設・空港・航路標識の老朽化等対策などの予防保全への転換を図るなど12対策が位置付けられており、追加的に必要となる事業規模は、令和7年度までの5年間において概ね1.5兆円程度を目指している。

「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」により、緊急または早期に措置すべきインフラに対して集中的な修繕等の対策を推進し、予防保全型インフラメンテナンスへの転換の加速化を図っていく。

前述のとおり、国土交通省ではこれまで数々のインフラメンテナンスに係る取組を実施してきたが、国土交通省分野のインフラの現状や課題、また将来にわたる「持続可能なインフラメンテナンス」を実現させていく観点を踏まえ、第2次における国土交通省インフラ長寿命化計画において「目指すべき姿」及び「計画期間内に重点的に実施すべき取組」を、以下に示す。

【目指すべき姿】

予防保全に基づくインフラメンテナンスへの本格転換による維持管理・更新に係るトータルコストの縮減や、新技術等の普及促進によるインフラメンテナンスの高度化・効率化等を進め、インフラが持つ機能が将来にわたって適切に発揮できる、持続可能なインフラメンテナンスを実現する。

【計画期間内に重点的に実施すべき取組】

I. 計画的・集中的な修繕等の確実な実施による「予防保全」への本格転換

予防保全の管理水準を下回る状態となっているインフラに対して、計画的・集中的な修繕等を実施し機能を回復させ、予防保全型のメンテナンスサイクルに早期に移行し、将来の維持管理・更新費の抑制を図る。

特に「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」により、予防保全への転換に向けた老朽化対策を加速化する。

II. 新技術・官民連携手法の普及促進等によるメンテナンスの生産性向上の加速化

多くのインフラを管理する一方、メンテナンスに携わる人的資源が不足している地方公共団体等が適切かつ効率的なインフラメンテナンスを実施していくため、新技術や官民連携手法の導入促進など、メンテナンスの生産性向上に資する取組の推進を加速化する。

III. 集約・再編やパラダイムシフト型更新等のインフラストック適正化の推進

社会情勢の変化や利用者ニーズ、将来のまちづくり計画等を踏まえたインフラの集約・再編や、機械設備の耐用年数の到来など来るべき大更新時代に備えた更新時のパラダイムシフトの検討など、インフラストックの適正化に向けた取組を推進する。

上記に掲げた取り組みを含め、以下の取組を進める。

なお、進捗状況を定量的に測定するための指標を設定しているが、所管者としての取組のうち、地方公共団体が実施する取組については、設定した指標の目標達成に向けて、国の財政的、技術的支援を通じて地方公共団体の取組を促していくものである。

1. 個別施設計画の策定・充実

(1) 計画の更新と内容の充実

個別施設計画の策定対象となる施設について、計画が未策定である施設がある施設管理者に対して策定を促し、目標を定めて早期に策定を完了させる。

また、個別施設計画の策定後においても、施設の点検結果や利用状況、社会情勢の変化等により、個別施設毎の対応方針も変化していくことから、対応方針の見直しを含めて、個別施設計画の定期的な更新を促進する。その際に、将来の維持管理・更新費の見通しや、費用縮減に向けた具体的な方針、優先順位の考え方など、計画内容を充実していく。

地方公共団体が策定した個別施設計画について、その記載内容を一覧に取りまとめホームページにて公表する「見える化」を実施するとともに、老朽化対策にかかる補助金・交付金について、個別施設計画にコスト縮減に向けた具体的な方針を記載することを要件化するなどにより、計画内容の充実化を図っていく。

(2) 施設毎の取組

施設毎の具体的な取組については、以下のとおりである。

分野	施設	所管者としての取組	管理者としての取組
道路	• 橋梁 • トンネル • 道路附属物 （横断歩道橋、門型標識、シェッド等）	• 全国の橋梁（2m以上）やトンネル、道路附属物等の個別施設計画（橋梁長寿命化修繕計画等）の策定を徹底する。 • 令和3年度から、個別施設計画にコスト縮減に関する具体的な方針の記載を補助要件としている。 • 橋梁の集約・撤去などコスト縮減に関する具体的方針や、コスト縮減や事業効率化などのための新技術等の活用に係る基本方針について、個別施設計画に記載する地方公共団体が令和4年度までに100%となるよう取り組む。 • 令和3年度から、個別施設計画にコスト縮減に関する短期的な数値	• 施設の点検結果やコスト縮減のための具体的取組などの項目について、個別施設計画を定期的に更新する。

		<p>目標を定める場合には、優先的に支援を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体におけるコスト縮減や事業の効率化につながるよう、橋梁の集約・撤去や新技術等の活用などの短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果について、個別施設計画に記載する地方公共団体が令和7年度までに 100%となるよう取り組む。 	
河川 ・ ダム	・ 河川管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業について、令和2年度から、ライフサイクルコスト及びその縮減に関する具体的な方針を記載することを補助要件化している。 ・交付金事業について、令和3年度から、ライフサイクルコスト及びその縮減に関する具体的な方針を記載することを要件化している。 ・施設のライフサイクルコスト及びその縮減に関する具体的な方針について、個別施設計画に記載する管理者が令和7年度までに 100%となるよう取り組む。 ・管理者におけるコスト縮減や事業の効率化につながるよう、樋門・樋管等の集約・撤去や新技術等の活用などの短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果について、個別施設計画に記載する管理者が令和7年度までに 100%となるよう取り組む。 	<p>＜河川・ダム＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検結果や社会情勢等の変化を踏まえ、適切に個別施設計画を更新する。
	・ ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・施設のライフサイクルコスト及びその縮減に関する具体的な方針について、個別施設計画に記載する管理者が令和7年度までに 100%となるよう取り組む。 ・管理者におけるコスト縮減や事業の効率化につながるよう、新技術等の活用などの短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果につい 	

		て、個別施設計画に記載する管理者が令和7年度までに 100%となるよう取り組む。	
砂防	・砂防設備 ・地すべり防止施設 ・急傾斜地崩壊防止施設	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業について、令和2年度から、ライフサイクルコスト及びその縮減に関する具体的な方針を記載することを補助要件化している。 ・交付金事業について、令和3年度から、ライフサイクルコスト及びその縮減に関する具体的な方針を記載することを要件化している。 ・施設のライフサイクルコスト及びその縮減に関する具体的な方針について、個別施設計画に記載する管理者が令和7年度までに 100%となるよう取り組む。 ・管理者におけるコスト縮減や事業の効率化につながるよう、新技術等の活用などの短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果について、個別施設計画に記載する管理者が令和7年度までに 100%となるよう取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検結果や社会情勢等の変化を踏まえ、個別施設毎の対応方針の見直しを含めて、個別施設計画を更新する。
海岸	・海岸保全施設	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸管理者へ技術的助言として周知する個別施設計画の策定方針等として、「海岸保全施設維持管理マニュアル（令和2年6月改定）」を使用する。 ・令和3年度から、ライフサイクルコスト及びその縮減に関する具体的な方針を記載することを補助要件としている。 ・水門・陸閘等のライフサイクルコスト及びその縮減に関する具体的な方針について、個別施設計画に記載する海岸管理者が令和5年度までに 100%となるよう取り組む。 ・沖合施設のライフサイクルコスト及びその縮減に関する具体的な方 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検結果や社会情勢等の変化を踏まえ、個別施設毎の対応方針の見直しを含めて、個別施設計画を更新する。

		<p>針について、個別施設計画に記載する海岸管理者が令和7年度までに100%となるよう取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸管理者におけるコスト縮減や事業の効率化につながるよう、水門・陸閘等の統廃合や新技術等の活用などの短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果について、個別施設計画に記載する海岸管理者が令和7年度までに100%となるよう取り組む。 	
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・管路施設 ・処理施設 ・ポンプ施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検結果や社会情勢等の変化を踏まえ、適切に個別施設計画が更新されるよう、技術的支援を継続する。 	
港湾	<ul style="list-style-type: none"> ・水域施設 ・外郭施設 ・係留施設 ・臨港交通施設 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から、ライフサイクルコスト及びその縮減に関する具体的な方針の記載を補助要件としている。 ・施設のライフサイクルコスト及びその縮減に関する具体的な方針について、個別施設計画に記載する港湾管理者が令和7年度までに100%となるよう取り組む。 ・港湾管理者におけるコスト縮減や事業の効率化につながるよう、既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換や、新技術等の活用などの短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果について、個別施設計画に記載する港湾管理者が令和7年度までに100%となるよう取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検結果や社会情勢等の変化を踏まえ、個別施設計画に記載のあるインフラの維持・更新コストの縮減に向けた対応方針を更新する。
空港	<ul style="list-style-type: none"> ・空港土木施設 滑走路、誘導路、エプロン、幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月から全ての空港に適用された「空港内の施設の維持管理指針（平成25年9月制定）」に基づき、空港毎に策定した長期的視点に立った個別施設計画（維持管理・更新計画書）により、空港管理者の維持管理・更新が的確に実施されるよう、指導を継続す 	<ul style="list-style-type: none"> ・国管理空港について、空港毎に長期的視点に立った個別施設計画（維持管理・更新計画書）を隨時見直していくことで、戦略的な維持管理・更新を実施する。 ・施設の点検結果や社会情勢等の変化を踏まえ、個別施設計画（維持管理・更新計画書）の更新を行

		<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画（維持管理・更新計画書）の記載内容の充実化に向け、空港管理者が実施する老朽化対策等の補助事業として、令和3年度から個別施設計画（維持管理・更新計画書）にライフサイクルコストの縮減に関する具体的な方針を記載することを要件としている。 ・施設のライフサイクルコスト及びその縮減に関する具体的な方針について、個別施設計画に記載する管理者が令和7年度までに100%となるよう取り組む。 ・コスト縮減や事業の効率化につながるよう、既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換や、新技術等の活用などの短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果について、個別施設計画に記載する管理者が令和7年度までに100%となるよう取り組む。 	う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・空港機能施設（航空旅客の取扱施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の建築物等の保全において実施している確認項目及び確認方法等並びに「中長期計画」に基づく施設の維持管理方法について、引き続き、管理者に対して参考に情報提供する。 	
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道 〔線路（橋梁、トンネル等構造物） ・軌道（線路構造物） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画を構成する「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等に基づき規定した実施基準等」及び「それに基づく記録等」に基づき、鉄道事業者等における施設の維持管理・更新等が的確であるかを確認するため、保安監査等により指導を継続する。 	
自動車道	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁 ・トンネル ・大型構造物 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検結果や社会情勢等の変化を踏まえ、個別施設毎の対応方針の見直しを含めて、個別施設計画を更新する。 	

航路 標識	<ul style="list-style-type: none"> ・灯台 ・灯標 ・立標 ・浮標 ・無線方位信号所 等 		<ul style="list-style-type: none"> ・施設の点検結果や社会情勢等の変化を踏まえ、個別施設毎の対応方針の見直しを含めて、個別施設計画を更新する。
公園	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園 ・特定地区公園（カントリーパーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「公園施設長寿命化計画策定指針（案）（平成 30 年 10 月改定）」の周知、防災・安全交付金等による支援を継続し、個別施設計画の早期の策定完了に向けた取組及び定期的な更新、計画内容の充実に向けた取組を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「公園施設長寿命化計画策定指針（案）（平成 30 年 10 月改定）」や防災・安全交付金等を活用し、個別施設計画を早期に策定完了させ、定期的な更新、計画内容の充実を図る。
住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度以降、地方公共団体が実施するストック総合改善事業等について、「個別施設計画（長寿命化計画）の策定」を防災・安全交付金等の交付要件としており、引き続き、未策定の地方公共団体の策定を推進する。 ・平成 28 年度に改訂した「公営住宅等長寿命化計画策定指針」に沿って、将来の人口減少や地域の実情等を勘案した、適切な個別施設計画の策定・見直しを促進する。 ・個別施設計画未策定や長期間見直しをしていない地方公共団体が計画の策定・見直しを円滑に進められるよう、引き続き、既存の計画の実態について整理するとともに、策定等に必要な情報提供を行う。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・UR賃貸住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・UR が策定した個別施設計画（長寿命化計画）に基づき、的確な維持・管理を実施できるよう、必要に応じて情報提供を行う。 	
官庁 施設	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎 ・宿舎 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画を構成する「中長期保全計画」及び「保全台帳」が適切に作成・更新されるよう、保全指導を継続する。 ・「官庁施設情報管理システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての個別施設計画の対象施設において、「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)」を活用するなどして、「中長期保全計画」及び「保全台帳」を作成し、必要に応

		<p>(BIMMS-N)」の機能を用いた「中長期保全計画」及び「保全台帳」の作成・更新方法を周知し、これらの作成・更新を引き続き支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各省各庁との連携のもと、個別施設計画の策定・更新を推進する。 ・その策定・更新状況について、各省各庁との情報交換を行う。 	<p>じて、対策内容を追加することにより、個別施設計画の策定を完了する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定した個別施設計画を更新する。 ・中長期保全計画は、5年以内毎に見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後その他必要があるときは見直しを行う。
観測施設			・該当無し

2. 点検・診断／修繕・更新等

(1) 点検・診断

各分野における定期点検サイクルに基づいた施設点検を着実に実施し、インフラの経年劣化や損傷度合いの把握、健全度の評価などを確実に実施する。

(2) 修繕・更新

施設の点検結果や利用状況等を踏まえて個別施設計画を策定・更新し、その計画における対応方針や対策の優先順位等に基づきインフラの修繕・更新等の措置を計画的に実施する。

予防保全段階にあるインフラに対しては、損傷が軽微なうちに修繕を実施する予防保全型のインフラメンテナンスにより、インフラの長寿命化、将来の維持管理・更新費の抑制を図る。

早期に措置が必要なインフラに対しては、交付金や個別補助制度の活用等により、集中的な対応を施し、インフラの機能を回復させ、予防保全型のインフラメンテナンスへの転換を早期に図る。特に、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」に基づいた集中的な修繕等の対策の推進により、予防保全への転換を加速化する。

また、機械設備をはじめ、耐用年数が到来する施設の更新に備え、施設の単純更新ではなく、新技術の恩恵を享受し機能向上を付加する等、更新時のパラダイムシフトを図っていく必要がある。先行事例として河川ポンプ設備を対象とし、大量生産品の導入による「マスプロダクト型排水ポンプ」の技術研究開発を実施する。

(3) 集約・再編等

社会経済情勢の変化や将来のまちづくり計画、地方公共団体において策定する「公共施設等総合管理計画」における公共施設の統廃合・廃止の方針等を踏まえ、必要なインフラの選択と集中を図り、将来の維持管理・更新費の抑制や、時代に合ったストック効果の更なる向上に向けて、必要性のなくなったインフラの集約・撤去や、利用者ニーズに沿ったインフラの再編・複合化・機能転換を推進する。

地方公共団体等による集約・再編等の取組促進に向けて、事例集やガイドラインの充実・周知、財政的な支援を実施する。

また、インフラの集約化・複合化等の実施数を把握し、実績や傾向を踏まえて必要な措置を検討する。

(4) 施設毎の取組

施設毎の具体的な取組については、以下のとおりである。

分野	施設	所管者としての取組	管理者としての取組
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁 ・トンネル ・道路附属物 (横断歩道橋、 門型標識、シ エッド等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年に1回の定期点検サイクルに基づいた施設点検を促進し、令和元年度から令和5年度の施設点検実施率が100%となるよう取り組む。 ・予防保全型メンテナンスサイクルへの転換を図るため、措置が必要な施設に対して修繕等を実施し、機能の回復を図る。1巡目の点検の結果、早期に対策を講ずべき施設の修繕等の着手率が令和7年度までに73%となるよう取り組む。(令和元年度時点、34%) ・ストックの機能向上を図るため、集約・撤去、機能縮小等の取組に対して道路メンテナンス事業補助制度による支援を行う。施設の集約・撤去、機能縮小等を検討した管理者数割合が令和7年度までに100%となるよう取り組む。(令和元年度時点、14%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年に1回の定期点検サイクルに基づいた施設点検を着実に実施し、令和元年度から令和5年度の施設点検実施率を100%とする。 ・予防保全型メンテナンスサイクルへの転換を図るため、措置が必要な施設に対して修繕等を実施し、機能の回復を図る。1巡目の点検の結果、早期に対策を講ずべき施設の修繕等の実施率を令和5年度までに100%とする。 (令和元年度時点、69%)
河川 ・ダム	・河川管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・点検については、引き続き、毎年出水期前の適切な時期に目視その他適切な方法により100%実施されるよう技術的支援を継続する。 ・予防保全型メンテナンスサイクルへの転換を図るため、点検結果を踏まえた施設の健全性評価を促進し、令和3年度から令和7年度の評価実施率が100%となるよう取り組む。 ・長寿命化計画が策定され、機能状態が令和元年度末時点で予防保全段階となっている内水排除施設の機械設備等の解消率が令和7年度までに100%となるよう取り組む。(令和元年度時点、0%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断については、引き続き、毎年出水期前の適切な時期に目視その他適切な方法により100%実施する。 ・予防保全型メンテナンスサイクルへの転換を図るため、措置段階と評価された施設に対して修繕等を実施し、機能の回復を図るとともに、令和2年度時点で予防保全段階にある施設の解消率を令和7年度までに86%とする。(令和2年度時点、70%) ・施設の更新と合わせ、操作の高度化・効率化を推進するため、令和2年度時点で老朽化している小規模な樋門等の無動力化実施率を令和7年度までに41%とす

			る。(令和2年度時点、31%)
	・ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・3年に1回の定期点検サイクルに基づいた施設点検を促進し、令和3年度から令和7年度の施設点検実施率が100%となるよう取り組む。 ・予防保全型メンテナンスサイクルへの転換を図るため、措置が必要な施設に対して修繕等を実施し、機能の回復を図る。早期に対策を講すべき施設の修繕等の実施率が令和7年度までに96%となるよう取り組む。(令和元年度時点、82%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年に1回の定期点検サイクルに基づいた施設点検を着実に実施し、令和3年度から令和7年度の施設点検実施率を100%とする。 ・予防保全型メンテナンスサイクルへの転換を図るため、措置が必要な施設に対して修繕等を実施し、機能の回復を図る。早期に対策を講すべき施設の修繕等の実施率が令和7年度までに96%となるよう取り組む。(令和元年度時点、82%)
砂防	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防設備 ・地すべり防止施設 ・急傾斜地崩壊防止施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・「砂防関係施設点検要領（案）（R2.3）」に基づき、適切な定期点検サイクルによる施設点検を促進するとともに、UAV 等による点検を推進し、作業における安全性、効率性の向上を図る。 ・予防保全型メンテナンスサイクルへの転換を図るため、要対策施設のうち、社会的影響度が大きく、特に緊急を要する施設に対して修繕・改築等を重点的・優先的に実施し、機能の回復・向上を図る。これにより、健全度評価において要対策と判定された砂防関係施設の解消率が令和7年度までに92.4%となるよう取り組む。(令和元年度末時点、91.7%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「砂防関係施設点検要領（案）（R2.3）」に基づき、適切な定期点検サイクルによる施設点検を促進するとともに、UAV 等による点検を推進し、作業における安全性、効率性の向上を図る。 ・予防保全型メンテナンスサイクルへの転換を図るため、要対策施設のうち、社会的影響度が大きく、特に緊急を要する施設に対して修繕・改築等を重点的・優先的に実施し、機能の回復・向上を図る。これにより、健全度評価において要対策と判定された砂防関係施設の解消率が令和7年度までに92.4%となるよう取り組む。(令和元年度末時点、91.7%)
海岸	・海岸保全施設	<ul style="list-style-type: none"> ・5年に1回の定期点検サイクルに基づいた施設点検を促進し、水門・陸閘等は令和5年度まで、沖合施設は令和7年度までに施設点検実施率が100%となるよう取り組む。 ・予防保全型メンテナンスサイクルへの転換を図るため、措置が必要な施設に対して修繕等を実施し、 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年に1回の定期点検サイクルに基づいた施設点検を着実に実施し、水門・陸閘等は令和5年度まで、沖合施設は令和7年度までに施設点検実施率を100%とする。 ・予防保全型メンテナンスサイクルへの転換を図るため、措置が必要な施設に対して修繕等を実施

		<p>機能の回復を図る。早期に対策を講るべき事後保全段階の海岸堤防等の修繕・更新の実施率が令和7年度までに87%となるよう取り組む。(令和元年度時点、84%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の統廃合、常時閉鎖、自動化・遠隔操作化等の安全な閉鎖体制の確保率が令和7年度までに85%となるよう取り組む。(令和元年度時点、77%) 	<p>し、機能の回復を図る。早期に対策を講るべき事後保全段階の海岸堤防等の修繕・更新の実施率を令和7年度までに87%とする。(令和元年度時点、84%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の統廃合、常時閉鎖、自動化・遠隔操作化等の安全な閉鎖体制の確保率を令和7年度までに85%とする。(令和元年度時点、77%)
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・管路施設 ・処理施設 ・ポンプ施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年に1回の定期点検サイクルに基づいた施設点検を促進し、腐食のおそれのある大きい管路施設は令和7年度までに施設点検実施率が100%となるよう取り組む。 ・老朽化したストックの増大に伴う道路陥没事故発生や機能停止等を未然に防止するため、予防保全への転換に向けて、下水管路の老朽化対策を実施する。計画的な点検調査を行った下水管路で、緊急度Ⅰ判定となった管路のうち、対策を完了した延長の割合が、令和7年度までに100%となるよう取り組む。(令和元年度時点、0%) ・社会情勢や地域構造の変化や将来のまちづくり計画を踏まえ、既存インフラの廃止・除却・集約化や、利用者ニーズに沿ったインフラ再編等の取組の推進により、持続可能な都市・地域の形成、ストック効果の更なる向上を図る。汚水処理施設の集約により広域化に取り組んだ地区数が令和7年度までに300地区となるよう取り組む。(令和元年度時点、0地区) 	

港湾	<ul style="list-style-type: none"> ・水域施設 ・外郭施設 ・係留施設 ・臨港交通施設 等 	<p>・予防保全型メンテナンスサイクルへの転換を図るため、措置が必要な施設に対して修繕等を実施し、機能の回復を図る。早期に対策を講るべき施設の修繕等の実施率が令和7年度までに 87%となるよう取り組む。(令和2年度時点、83%)</p> <p>・ストックの機能向上を図るため既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換を検討した港湾の割合が令和7年度までに 100%となるよう取り組む。(令和元年度時点、56%)</p> <p>・3年又は5年に1回の定期点検サイクルに基づいた施設点検を促進し、令和3年度から令和7年度の施設点検実施率が 100%となるよう取り組む。</p>	<p>・予防保全型メンテナンスサイクルへの転換を図るため、措置が必要な施設に対して修繕等を実施し、機能の回復を図る。早期に対策を講るべき施設の修繕等の実施率を令和7年度までに 87%とする。(令和2年度時点、83%)</p> <p>・既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換を検討した港湾の割合を令和7年度までに 100%とする。(令和元年度時点、56%)</p> <p>・3年又は5年に1回の定期点検サイクルに基づいた施設点検を着実に実施し、令和3年度から令和7年度の施設点検実施率を 100%とする。</p>
空港	<ul style="list-style-type: none"> ・空港土木施設 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、共同溝、地下道、橋梁、場周・保安道路、のり面、擁壁、護岸、道路・駐車場等 	<p>・点検・診断については、後述の「7. 基準類等の充実」の基準類に基づき地方空港管理者等の施設点検が的確に実施されるよう、指導を継続することで、令和3年度から令和7年度の施設点検実施率が100%となるよう取り組む。</p> <p>・修繕・更新については、地方空港管理者等が点検・診断の結果において策定した個別施設計画（維持管理里・更新計画書）に基づき、予防保全を適切に実施した割合が令和3年度から令和7年度まで100%となるよう取り組む。(令和元年度時点、100%)</p>	<p>・点検・診断については、後述の「7. 基準類等の充実」の基準類に基づいた施設点検を着実に実施し、令和3年度から令和7年度の施設点検実施率を100%とする。</p> <p>・修繕・更新については、点検・診断の結果に基づき策定した個別施設計画（維持管理里・更新計画書）に基づき予防保全を適切に実施した割合を令和3年度から令和7年度まで100%とする。 (令和元年度時点、100%)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・空港機能施設 (航空旅客の取扱施設) 	<p>・管理者に対し、国の建築物等の保全において実施している確認項目、確認方法等及び中長期計画に基づく維持管理方法について、引き続き参考に情報提供する。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・航空保安施設 (無線施設、航空灯火) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方空港管理者等に対し、年1回定期検査を実施し、後述の「7. 基準類等の充実」の基準類に基づき適切な維持管理がされているか指導する。 ・地方公共団体等が個々の施設に対し老朽化判断を行い、適切な更新時期を決定できるよう、毎年指導を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な定期点検サイクルによる施設点検を実施し、点検・診断の結果に基づき、修繕・更新等措置が必要な施設に対して早期の機能回復を図る。
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道 〔線路、停車場、電気設備、運転保安設備〕 ・軌道 〔軌道、線路構造物、電力設備、保安設備、通信設備〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者等が実施する点検・診断を対象として独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による「鉄道ホームドクター」等の活用を継続する。 ・中小鉄道事業者等が安全な鉄道輸送を確保するために実施する「安全性の向上に資する設備整備等」について、平成20年度から実施している鉄道施設総合安全対策事業費補助や平成23年度から実施している地域公共交通確保維持改善事業費補助金（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）による支援を継続する。 ・予防保全型メンテナンスサイクルへの転換を図るため、令和元年度までの施設検査の結果、予防保全が必要な鉄道施設の老朽化対策の完了率が令和7年度までに100%になるよう取り組む。（令和2年度時点14%） 	
自動車道	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁 ・トンネル ・大型構造物 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで5年に1度の定期点検サイクルに基づいた施設点検を着実に実施しており、引き続き適切な時期・方法により点検を行う。 ・予防保全型メンテナンスサイクルへの転換を図るため、措置が必要な施設に対して修繕等を実施し、機能の回復を図る。早期に対策を講ずべき施設の修繕等の実施率が令和7年度までに100%となる 	

		よう取り組む。(令和2年度時点、0%)	
航路 標識	<ul style="list-style-type: none"> ・灯台 ・灯標 ・立標 ・浮標 ・無線方位信号所 等 		<ul style="list-style-type: none"> ・施設点検は平成26年度から10年間で実施する予定であり、令和5年度までに施設点検実施率を100%とし、以降10年サイクルで継続する。 ・予防保全型メンテナンスサイクルへの転換を図るため、措置が必要な施設に対して修繕等を実施し、機能の回復を図る。早期に対策を講すべき施設の修繕等の実施率を令和7年度までに79%とする。(令和2年度時点、55%) ・浮標等のメンテナンスサイクルコストの低廉化のため、定期交換の周期を延伸することによる年間交換基数の再編について検証を行う。年間交換基数の再編に向けた検証率を令和7年度までに100%とする。(令和2年度時点、0%)
公園	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園 ・特定地区公園（カントリーパーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設について適切な頻度・時期に点検を行うこととしているが、特に遊具については1年に1回の点検を促進し、施設点検実施率が100%となるよう取り組む。 ・公園施設の計画的な修繕等の実施を促進し、予防保全の考え方に基づく都市公園長寿命化対策実施率が令和7年度までに100%となるよう取り組む。(令和元年度時点、約36%) ・ストックの機能向上を図るため、社会資本整備総合交付金等による支援を行い、都市公園の集約・再編を促進する。ストックの機能向上を目的に都市公園の集約・再編を実施した公園管理者数が令和7年度までに60団体となるよう取り組む。(令和元年度時点、24団体) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設について適切な頻度・時期に点検するが、特に遊具については1年に1回の点検を実施し、施設点検実施率を100%とする。 ・公園施設の計画的な修繕等を実施し、予防保全の考え方に基づく都市公園長寿命化対策実施率が令和7年度までに100%となるよう取り組む。(令和元年度時点、約36%) ・ストックの機能向上を図るため、社会資本整備総合交付金等を活用し、都市公園の集約・再編を行う。ストックの機能向上を目的に都市公園の集約・再編を実施した公園管理者数が令和7年度までに60団体となるよう取り組む。(令和元年度時点、24団体)

		り組む。(令和元年度時点、24団体)	
住宅	・公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に「公営住宅等日常点検マニュアル」を地方公共団体に配布しており、当該マニュアルに従った点検の実施を促す。 ・修繕・更新等を「公営住宅等長寿命化計画策定指針」に沿って実施できるよう必要な技術的支援を行い、特に老朽化した高経年の公営住宅については、令和7年度までに更新の進捗率が85%となるよう取り組む。 ・平成30年に作成した「公営住宅等における再生・再編ガイドライン」の周知により、既設公営住宅の再生・再編等を促す。 	
	・UR賃貸住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・点検に関して定めた事業主体(UR)独自のマニュアル等について、公表・周知が進むよう、必要に応じて情報提供を行う。 	
官庁施設	・庁舎 ・宿舎 等	<ul style="list-style-type: none"> ・「VI. 7. 基準類等の充実」の基準類等について、各省各庁に対し、毎年開催する「官庁施設保全連絡会議」等の研修・講習等やHP等を通じて周知徹底等を継続する。 ・保全実態調査により保全の実施状況が良好でない官庁施設を把握した上で、各省各庁に対して次の必要な取組を行うよう、保全指導を継続する。 <ul style="list-style-type: none"> —建築基準法、官公庁施設の建設等に関する法律等の関係法令に基づく定期点検の確実な実施 —保全の基準に基づく建築物の各部等の保全の確実な実施 ・上記の取組等により、各省各庁が管理する官庁施設について、保全実態調査で「施設の保全状況※」が「良好」(総評点が80点以上)と判断される施設の割合が向上する 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断については、「VI. 7. 基準類等の充実」に基づき、年に1回以上の定期点検を実施するなど、引き続き、適切な時期に目視その他適切な方法により実施する。 ・保全については、「VI. 7. 基準類等の充実」の基準類等に基づく建築物各部等の保全を確実に実施するなどにより、国土交通省が管理する官庁施設について、保全実態調査で「施設の保全状況※」が「良好」(総評点が80点以上)と判断される施設の割合を、90%以上に維持するよう取組を継続する。 ※保全実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等の実施状況、施設状況等を評価 ・「VI. 1. 個別施設計画の策定・充実」の個別施設計画に基づく修

	<p>よう、引き続き適切に保全指導を行う。</p> <p>※保全実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等の実施状況、施設状況等を評価</p> <p>【戦略的な維持管理・更新のために、官庁営繕部及び各地方整備局等の営繕部等が施設を整備する立場から実施する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定地域内の官庁施設の群としての効率的かつ効果的なファシリティマネジメントを行うため、地域毎に官庁施設の整備構想を策定し、計画的な整備を推進する。また、長寿命化を図って徹底利活用することが効果的な庁舎については、躯体の保護、防災設備及び建物ライフラインの劣化防止等の長寿命化事業を推進する。令和2年度時点で措置が必要な官庁施設の長寿命化対策実施率が、令和7年度までに 100%となるよう取り組む。(令和2年度時点、24%) ・官庁施設の整備に関する企画立案に活用するため、既存施設の現況等を把握するための施設カルテの作成・運用を行う。 ・官庁施設の整備に当たっては、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」に基づき、構造体は長期間の使用に耐えるものとし、構造体以外の部分は修繕又は更新の合理的な周期に見合った耐久性を有するものとする。 ・「VI. 1. 個別施設計画の策定・充実」の個別施設計画に基づく修繕・更新を実施する。 ・集約の取組を通じて、ストックの適正化を図り、メンテナンスの効率化を図る。新たな合同庁舎の整備により集約された官庁施設数 	<p>繕・更新を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集約・再編の取組を通じて、ストックの適正化を図り、メンテナンスの効率化を図る。
--	---	--

		が、令和7年度までに30施設となるよう取り組む。(令和元年度時点、〇施設)。	
観測施設	・測量標 (電子基準点、駿潮場)		<ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断については、後述の「VI. 7. 基準類等の充実」の基準類に基づく、定期的な現地調査及び監視業務を継続する。 ・修繕・更新については、点検・診断の結果及び年次計画等に基づき、取組を継続し、年次計画に基づく観測施設(測量標)修繕の実施率を毎年度100%とする。
	・気象レーダー施設		<ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断については、後述の「VI. 7. 基準類等の充実」の基準類に基づき、引き続き、月に1回の定期的な点検に加え、6ヶ月に1回の重点的な点検を継続する。 ・修繕・更新についても引き続き、月に1回の定期的な点検に加え、6ヶ月に1回の重点的な点検を継続し、診断の結果に基づく取組を継続する。 ・職員を対象とした点検・運用等に関する研修について、気象庁において、毎年継続的に開催する。

3. 予算管理

(1) トータルコストの縮減と予算の平準化

厳しい財政状況や、人口減少、少子高齢化が進展する将来を見据え、持続可能なインフラメンテナンスを実現するためには、将来の維持管理・更新費の抑制を図ったうえで、インフラにかかる投資を計画的に実施していく必要がある。

そのため、「VI. 1. 個別施設計画の策定・充実」「VI. 2. 点検・診断／修繕・更新等」において掲げた取組を推進する。

(2) 地方公共団体等への予算措置

地方公共団体等が、管理するインフラの適切な維持管理・更新等を実施し、持続可能なインフラメンテナンスを実現していくためには、地方公共団体等が実施するインフラメンテナンスの取組に対して、国からの財政的な支援が必要である。

防災・安全交付金や個別補助制度のほか、公共施設等適正管理事業債など様々な財政的な支援により、適切なインフラメンテナンスの実施を促す。

(3) 受益と負担の見直し

今後、増大が見込まれる更新需要に対応するため、財源確保の観点から受益と負担の見直しを進める。

料金等を徴収している施設については、個別施設毎の点検・診断結果に基づき、将来必要となる修繕や更新等に係る経費の見通しを明確化する取組を進めた上で、現在の料金等ではその対応が困難な場合には、必要な財源の確保に向けて検討を行う。

なお、その導入時期については、点検・診断の結果等のデータの取得状況や、修繕・更新等の必要経費の将来見通しの算定状況、利用者負担の増加の程度や経済社会への影響等に配慮しつつ、個別施設毎に慎重に判断するものとする。

(4) 施設毎の取組

施設毎の具体的な取組については、以下のとおりである。

分野	施設	所管者としての取組	管理者としての取組
道路	<ul style="list-style-type: none">・橋梁・トンネル・道路附属物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）	<ul style="list-style-type: none">・地方公共団体等が施設の適切な維持管理・更新等を着実に実施していくため、地方公共団体等が実施するインフラメンテナンスの取組に対して、道路メンテナンス事業補助制度による財政的支援を行う。	<ul style="list-style-type: none">・維持管理・更新等に要するトータルコストの縮減と予算の平準化を図るため、個別施設計画の定期的な更新とともに、施設の点検・診断、修繕・更新、集約・撤去、機能縮小等の取組を計画的に実施する。

河川 ・ ダム	・河川管理施設	・地方公共団体が施設の適切な維持管理・更新等を着実に実施していくため、地方公共団体が実施する河川管理施設の点検・更新の取組に対して、個別補助制度等による財政的支援を行う。	・維持管理・更新等に要するトータルコストの縮減と予算の平準化を図るため、個別施設計画の定期的な更新とともに、施設の点検・診断、修繕・更新、集約・再編等の取組を計画的に実施する。
	・ダム	・地方公共団体等が施設の適切な維持管理・更新等を着実に実施していくため、地方公共団体等が実施するインフラメンテナンスの取組に対して、防災・安全交付金のほか、公共施設等適正管理事業債による財政的支援を行う。	・維持管理・更新等に要するトータルコストの縮減と予算の平準化を図るため、個別施設計画の定期的な更新とともに、施設の点検・診断、修繕・更新等の取組を計画的に実施する。
砂防	・砂防設備 ・地すべり防止施設 ・急傾斜地崩壊防止施設	・地方公共団体等が施設の適切な維持管理・更新等を着実に実施していくため、地方公共団体等が実施するインフラメンテナンスの取組に対して、個別補助制度、防災・安全交付金等による財政的支援を行う。	・維持管理・更新等に要するトータルコストの縮減と予算の平準化を図るため、個別施設計画の定期的な更新とともに、施設の点検・健全度評価、修繕・改築・更新等の取組をライフサイクルコストを考慮のうえ計画的に実施する。
海岸	・海岸保全施設	・海岸管理者が施設の適切な維持管理・更新等を着実に実施していくため、海岸管理者が実施するインフラメンテナンスの取組に対して、個別補助制度や社会資本整備交付金による財政的支援を行う。	・維持管理・更新等に要するトータルコストの縮減と予算の平準化を図るため、個別施設計画の定期的な更新とともに、施設の点検・診断、修繕・更新、集約・再編等の取組を計画的に実施する。
下水道	・管路施設 ・処理施設 ・ポンプ施設	・適切なメンテナンスを推進するため、下水道使用料等の収入面、維持修繕費等の支出面の更なる適正化に取り組む団体が令和7年度までに約1,400団体となるよう取り組む。(令和2年度時点、約100団体) ・引き続き、地方公共団体が実施するインフラメンテナンスの取組に対して、防災・安全交付金等による財政的支援を行う。	
港湾	・水域施設 ・外郭施設 ・係留施設 ・臨港交通施	・港湾管理者が計画的な更新・修繕を実施することでトータルコストの縮減と平準化が図られるよう、前述の「VI.1. 個別施設計画の策	・維持管理・更新等に要するトータルコストの縮減と予算の平準化を図るため、個別施設計画の定期的な更新とともに、施設の点検・

	設 等	定・充実」及び「VI.2.点検・診断／修繕・更新等」の取組を推進する。	診断、修繕・更新、集約・再編等の取組を計画的に実施する。
空港	・空港土木施設 （滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、共同溝、地下道、橋梁、場周・保安道路、のり面、擁壁、護岸、道路・駐車場等）	・地方空港管理者等が計画的な点検・診断、修繕・更新を実施することで、トータルコストの縮減と予算の平準化が図れるよう、「施設（一部付帯施設を除く）の更新」について補助金の支援及び前述の「1. 個別施設計画の策定・充実」の取組を継続する。	・国管理空港については、必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「1. 個別施設計画の策定・充実」の個別施設計画（維持管理・更新計画書）に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するとともに、後述「5. 新技術の開発・導入」の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。
	・航空保安施設 （無線施設、航空灯火）	・地方空港管理者が実施する航空灯火の「施設の更新」について、トータルコストの縮減と予算の平準化が図れるよう補助金による支援を継続する。	・国管理空港等の無線施設について、個々の施設に対し老朽化判断を行い、障害情報等のデータベース等を活用して適切な更新時期を決定するとともに「5. 新技術の開発・導入」の取組を推進し、トータルコストの縮減・平準化を図る。 ・国管理空港の航空灯火について、計画に基づく修繕等を実施するとともに「5. 新技術の開発・導入」の取組を推進し、トータルコストの縮減・平準化を図る。
鉄道	・鉄道 （線路、停車場、電気設備、運転保安設備） ・軌道 （軌道、線路構造物、電力設備、保安設備、通信設備）	・鉄道事業者等が計画的な維持管理・更新等を実施することでトータルコストの縮減と平準化が図られるよう、「1. 個別施設計画の策定・充実」及び「2. 点検・診断／修繕・更新等」の「補助金による支援」の取組を継続する。	
自動車道		・該当無し	
航路標識	・灯台 ・灯標		・必要な予算の安定的な確保に努め、個別施設計画に基づく計画的

	<ul style="list-style-type: none"> ・立標 ・浮標 ・無線方位信号所 等 		な点検・診断、修繕・更新を実施し、トータルコストの縮減・平準化を図る。
公園	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園 ・特定地区公園（カントリーパーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が施設の適切なメンテナンスを着実に実施していくため、地方公共団体が実施する老朽化施設の改修・更新等の取組に対して、防災・安全交付金等による財政的支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンスに要するトータルコストの縮減と予算の平準化を図るため、個別施設計画の定期的な更新とともに、施設の点検・診断、修繕・更新等の取組を計画的に実施する。
住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が施設を長期にわたり維持・活用していくことでトータルコストの縮減と平準化が図られるよう、前述の「個別施設計画の策定・充実」及び「点検・診断／修繕・更新等」の取組を継続する。 	
官庁施設	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎 ・宿舎 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・各省各庁や地方公共団体等の保全業務の適正な実施に必要となる費用の算出方法について、引き続き技術的支援を実施する。 ・各省各庁が「中長期保全計画」に基づき、計画的な更新等を実施することでトータルコストの縮減と平準化が図られるよう、「VI. 1. 個別施設計画の策定・充実」及び「VI. 2. 点検・診断／修繕・更新等」の取組を継続する。 <p>【官庁営繕部が施設を整備する立場から実施する内容】</p> ・トータルコストの縮減と予算の平準化を図るため、各地域における官庁施設の整備構想を踏まえた、中長期における官庁施設の整備計画を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な予算の安定的な確保に努め、「VI. 1. 個別施設計画の策定・充実」及び「VI. 2. 点検・診断／修繕・更新等」の個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施する。
観測施設	<ul style="list-style-type: none"> ・測量標 (電子基準点、駿潮場) 		<ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断、修繕・更新を確実に実施するため、必要な予算の安定的な確保に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・気象レーダー施設 		<ul style="list-style-type: none"> ・戦略的な維持管理・更新等を確実に推進するため、必要な予算の安

			定的な確保に向けた取組を進め る。
--	--	--	----------------------

4. 体制の構築

(1) 維持管理・更新等に係る技術者の確保・育成

各地方に設置しているインフラメンテナンス国民会議地方フォーラムにおいて、地方公共団体等への参加の呼びかけを行うとともに、個別分野における相談への対応や支援メニューの紹介など、適切な技術的支援等を実施する。

また、地方公共団体等に対してインフラメンテナンスにかかる情報提供や指導等を実施するとともに、国だけではなく地方公共団体等の職員も対象に含めた研修・講習会を開催し、担当職員の参加を促進することで、施設管理者における技術力向上を図る。

(2) 維持管理に関する資格制度の充実

維持管理・更新等を実施する際に必要となる技術力を確保するため、人材育成やメンテナンスの質の確保の観点から、構築されている民間資格登録制度の更なる充実を図る。

(3) 管理者間の相互連携体制の構築

人口減少、少子高齢化の進展が見込まれる中、特に小規模な地方公共団体においても将来にわたってインフラを適切に管理できるよう、国、都道府県、市町村等が広域的に連携することが必要である。

構造が複雑かつ大規模など、高度な技術力を要する地方公共団体管理の施設に対して、国や研究所からの技術的な助言や技術者派遣等を実施する。また、施設の健全度状況や地域の実情に応じて、修繕等の代行制度を活用する。

市町村が実施する点検・診断の発注事務を都道府県等が受委託する地域一括発注の取組を引き続き推進する。

各分野において設立された「メンテナンス会議」を定期的に開催し、参画する国や地方公共団体等の管理者間においてメンテナンスに関する情報共有を実施する。

(4) 担い手確保に向けた環境整備

修繕工事等の担い手の中長期的な確保・育成のため、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算による適正な予定価格の設定、建設企業等が参加しやすい発注ロット・入札契約方式の工夫に努めていく。

また、建設工事従事者の長時間労働の是正、週休2日の実現に向け、工期の適正化や、債務負担行為の活用等による施工時期の平準化を推進する。その際、地方公共団体の取組を「見える化」し、地方公共団体による自発的な取組を促すとともに、先進的な取組事例の周知・普及等に努める。

さらに、技能者の待遇改善に向けて、技能者の技能・経験の見える化

や適正な能力評価を業界横断的に進めるための「建設キャリアアップシステム（CCUS）」について、建設産業の持続的な発展のための業界共通の制度インフラとして普及を促進し、令和5年度からの建設業退職金共済制度のCCUS活用への完全移行とそれに連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指す。

併せて、女性の定着促進や特定技能外国人制度の普及等を通じた外国人材の受入環境の整備と活用促進等に取り組むとともに、優秀な若手技術者等が早期に活躍できる環境整備、若者の建設産業への入職意欲に働きかける戦略的な広報、学校におけるキャリア教育等への建設企業の協力の促進を図る。

（5）民間事業者等と連携した維持管理の実施

道路、河川、海岸、港湾の各分野における「協力団体制度」の充実を図るなど、市民団体によるインフラの維持管理等に資する活動を推進する。

インフラの維持管理における包括的民間委託などの官民連携手法の導入拡大に向け、これらの導入を検討している地方公共団体に対して初期財政支援、専門家の派遣、技術的助言などの支援を実施するとともに、これまでの支援や事例を通じて得られた知見や好事例の横展開を図っていく。また、インフラメンテナンス国民会議に参加する地方公共団体が令和7年度までに1,100者（令和元年度時点、779者）となるよう、包括的民間委託を含むインフラメンテナンスの高度化・効率化に関する取組について、国民会議を通じた普及を図る。

（6）国民等の利用者の理解

国民等のインフラの利用者がその重要性を理解し、適切な対応を行うことで、施設の長寿命化が図られ、国民の負担が軽減される。

このことを、インフラメンテナンス国民会議による普及活動や、施設の現地見学会や維持管理への参画等を通じて、国民の理解をさらに促進する。

（7）施設毎の取組

施設毎の具体的な取組については、以下のとおりである。

分野	施設	所管者としての取組	管理者としての取組
道路	<ul style="list-style-type: none">・橋梁・トンネル・道路附属物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）	<ul style="list-style-type: none">・地方公共団体等の職員を含めた研修・講習会を実施し、地方公共団体等職員の技術力向上を図る。地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数が令和7年度に10,000人となるよう取り組む。（令和元年度、6,459人）	<ul style="list-style-type: none">・地方公共団体等の職員を含めた研修・講習会を実施し、地方公共団体等職員の技術力向上を図る。地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数が令和7年度に10,000人となるよう取り組む。（令和元年度、6,459人）

		<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する点検・診断の発注業務を都道府県が受委託する地域一括発注の取組を推進する。 ・地方公共団体等へのメンテナンスに関する情報提供や意見交換を図るため、「道路メンテナンス会議」を定期的に開催し、地方公共団体等の参加を促す。 ・緊急的な対応が必要かつ高度な技術力を要する施設について、地方整備局、国土技術政策総合研究所、土木研究所の職員等で構成する「道路メンテナンス技術集団」による直轄診断を行い、必要に応じて修繕代行事業を実施する。 ・地域のメンテナンス拠点として、地方公共団体の点検等の技術相談・指導や研修を行う「道路メンテナンスセンター」を、関東、中部、近畿及び中国地方整備局に設置し、地方公共団体の点検等の技術相談、技術指導、研修などを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「道路メンテナンス会議」の開催を通じて地方公共団体等とメンテナンスの情報共有を図る。
河川 ・ ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理施設 ・ダム 	<p><河川・ダム、砂防、下水道></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等の職員を含めた研修・講習会を実施し、地方公共団体等職員の技術力向上を図る。地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数が令和7年度に9,900人となるよう取り組む。(令和元年度、4,832人) ・「河川・ダム管理技術検討会」「下水道ストックマネジメント勉強会」等、全国で設置済みの会議を定期的に開催し、管理者間で課題や好事例の共有などを引き続き実施。 	<p><河川・ダム、砂防、下水道></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等の職員を含めた研修・講習会を実施し、地方公共団体等職員の技術力向上を図る。地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数が令和7年度に9,900人となるよう取り組む。(令和元年度、4,832人)
砂防	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防設備 ・地すべり防止施設 ・急傾斜地崩壊防止施設 		
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・管路施設 ・処理施設 ・ポンプ施設 		
海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸管理のパートナーとして地域に根ざした活動を行っている海岸協力団体の指定の充実をはかり、地域の実情に応じた海岸管理の充 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸協力団体の活動を活用した海岸保全施設等の維持を実施する。

		実を推進する。	
港湾	<ul style="list-style-type: none"> ・水域施設 ・外郭施設 ・係留施設 ・臨港交通施設 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理者職員を含めた研修・講習会を実施し、同職員の技術力向上を図る。地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数が令和7年度に4,000人となるよう取り組む。(令和元年度、2,202人) ・港湾管理者へのメンテナンスに関する情報提供や意見交換を図るために、「港湾等メンテナンス会議」を定期的に開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修・講習会を実施し、職員の技術力向上を図る。維持管理に関する研修を受けた人数を令和7年度に4,000人とする。(令和元年度、2,202人) ・「港湾等メンテナンス会議」の開催を通じて港湾管理者とメンテナンスの情報共有を図る。
空港	<ul style="list-style-type: none"> ・空港土木施設 滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、共同溝、地下道、橋梁、場周・保安道路、のり面、擁壁、護岸、道路・駐車場等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方空港管理者等の職員を含めた研修・講習会を実施し、地方空港管理者等職員の技術力向上を図る。地方空港管理者等で維持管理に関する研修を受けた人数が令和7年度に500人となるよう取り組む。(令和元年度、261人) ・地方空港管理者等を対象に、各地方航空局の空港部を相談窓口とし、国土技術政策総合研究所と連携して、技術的支援を継続する。 ・地方空港管理者等へのメンテナンスに関する情報提供や意見交換を図るために、「空港施設等メンテナンスブロック会議」を年1回定期的に開催し、地方公共団体等の参加を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方空港管理者等の職員を含めた研修・講習会を実施し、地方空港管理者等職員の技術力向上を図る。地方空港管理者等で維持管理に関する研修を受けた人数を令和7年度に500人とする。(令和元年度、261人) ・地方空港管理者等とのメンテナンスに関する情報提供や意見交換を図るために、「空港施設等メンテナンスブロック会議」を年1回定期的に開催し、職員の積極的な参加を促す。
	<ul style="list-style-type: none"> ・航空保安施設 (無線施設、航空灯火) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国管理空港等の無線施設担当者を対象とし、無線施設に係る専門研修等について、地方公共団体等の職員の聴講を毎年継続する。(令和元年度、32人) ・地方空港管理者等の航空灯火担当職員を対象とし、航空灯火の維持管理に必要な技術を習得するため一般財団法人航空機安全運航支援センターが毎年開催する「飛行 	<ul style="list-style-type: none"> ・国管理空港等の無線施設・航空灯火担当職員を対象とし、無線施設または航空灯火の維持管理に必要な技術を習得させるための専門研修等について、継続的に開催し、研修を受けた人数を令和7年度に590人とする。(令和元年度、403人)

		「場灯火管理研修」について、航空局からも講師を派遣する。	
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道 　　線路、停車場、電気設備、運転保安設備 　　・軌道 　　軌道、線路構造物、電力設備、保安設備、通信設備 　　・索道 　　索道線路等、停留場、原動設備、握手装置、保安設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者等における施設等の維持管理・更新等が的確であるかを、保安監査において確認している。 ・中小鉄道事業者等を対象に、構造物の健全度の判定に係る講習等、維持管理に必要な技術力向上に資する研修等について、各地方運輸局の鉄道部等において適宜開催し、令和7年度に1,000人となるよう取り組む。(令和2年度、586人) 	
自動車道	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁 ・トンネル ・大型構造物 	<ul style="list-style-type: none"> ・協会における統一研修を受けることにより技術力向上を図る。地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数が令和7年度に50人となるよう取り組む。(令和2年度時点、0人) 	
航路標識	<ul style="list-style-type: none"> ・灯台 ・灯標 ・立標 ・浮標 ・無線方位信号所 等 		<ul style="list-style-type: none"> ・研修・講習会を実施し、職員の技術力向上を図る。航路標識の維持管理に関する研修を受けた人数を令和7年度に1,050人とする。(令和元年度、629人)
公園	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園 ・特定地区公園（カントリーパーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等の職員を含めた研修・講習会を実施し、地方公共団体等職員の技術力向上を図る。地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数が令和7年度に440人となるよう取り組む。(令和元年度、244人) ・管理者間の相互連携の強化に向け、地方公共団体へ情報提供する機会を設け、点検等に係る情報共有を一層推進する。 ・担い手の確保に向け、民間活用(指定管理者制度等)の取組等を通じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修・講習会を活用し、職員の技術力向上を図る。維持管理に関する研修を受けた人数が令和7年度に440人となるよう取り組む。(令和元年度、244人) ・地方公共団体への情報提供がなされる機会を活用し、点検等に係る情報共有に取り組む。

		た効率的な管理について、地方公共団体等に対し先進的な取組に係る情報提供を行う。	
住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅 ・公社賃貸住宅 ・UR 賃貸住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体である地方公共団体等が構成する「公共住宅事業者等連絡協議会」等を積極的に活用し、点検・維持管理等に係る事業主体間の情報共有を継続する。 ・公営住宅における民間活用の取組等を通じた効率的かつ的確な点検・維持管理等について、引き続き推進する。 	
官庁施設	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎 ・宿舎 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・各省各庁や地方公共団体等を対象に、各地方整備局等の営繕部等を相談窓口とし、技術的支援を継続する。 ・各省各庁において、施設保全責任者が設置され、保全実施体制が確立されるよう、保全指導を引き続き行う。 ・各省各庁や地方公共団体等の職員を対象とし、点検方法や適正な保全の実施に関する講習や情報提供を行う「官庁施設保全連絡会議」等について、各地方整備局等の営繕部等において、毎年開催する。参加人数が、令和7年度までに17,000人となるよう取り組む（令和元年度時点、12,633人）。この取組を継続し、技術者の育成の強化を継続する。 ・地方公共団体の職員を対象に、官庁営繕部が毎年開催する「全国営繕主管課長会議」において、公共建築物の老朽化対策・長寿命化について情報交換を行う。この取組を継続し、管理者等の相互連携の強化を継続する。 ・「VI. 7. 基準類等の充実」の基準類等について、各省各庁に対し、毎年開催する「官庁施設保全連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが管理する全ての官庁施設で施設保全責任者を設置する。 ・職員を対象とし、各地方整備局等の営繕部等が毎年開催する「官庁施設保全連絡会議」等の研修等において、点検方法や適正な保全の実施について情報を収集、周知徹底する。この取組を継続し、技術者の育成を継続する。 ・建築保全業務に係る共通仕様書や積算基準等を活用し、適正な保全業務委託の実施を継続的に推進する。

		会議」等の研修・講習等や HP 等を通じて周知徹底等を継続する。	
観測施設	・測量標 (電子基準点、駿潮場)		・施設の管理に当たっては、国土地理院自らが作業要領に則って作業を実施し、若手職員を積極的に現地に派遣する等、職員の技術力向上を図る。
	・気象レーダー施設		・職員を対象とした点検・運用等に関する研修を毎年継続的に開催することにより、観測施設(気象レーダー施設)管理に係る研修を受けた人数について 293 人(令和 2 年度)から 393 人(令和 7 年度)とする。

5. 新技術の開発・導入

(1) 技術研究開発の促進

技術研究開発に対する管理ニーズ、管理すべきインフラのボリューム感等の情報を示すとともに、試行的実施を行うフィールドの提供や試行費用の負担等、民間等が技術研究開発に投資しやすい環境を整備する。

また、積雪寒冷地のような過酷な気象条件下等における土木構造物の劣化進行予測技術とそれに応じた措置技術など設置環境や利用状況に応じた技術研究開発も行う。

(2) 円滑な現場展開

維持管理・更新等に係る新技術について、技術開発の活性化と、それらの円滑な現場展開を図るため、NETIS 等を活用する。国土交通省直轄土木工事において、新技術の活用を原則義務付けたうえで発注を行う。

点検要領等の技術的基準において、新技術活用の積極的採用を推進する姿勢や従来方式の代替として可能であることを明確化するなど、新技術活用推進に向けた改定を行う分野を、令和2年度中に9分野に拡大した。また、施設管理者が新技術を選定する際の参考とするため、基準を満たした技術を掲載する「性能力タログ」の策定を、令和2年度中に8分野に拡大した。引き続き、カタログに掲載される技術数を増加するなどの内容充実も図っていく。

地方公共団体がコスト縮減効果の高い新技術等を採用することで、維持管理・更新等に係るトータルコストの削減や省力化をより促進するため、そのような新技術を採用する事業の優先採択や交付金の重点配分を実施する。これらにより、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入する施設管理者数を増加する。

管理者ニーズや現場条件に合った新技術の活用を促進するため、インフラメンテナンス国民会議を通じた新技術のシーズとニーズのマッチング数が令和7年度までに400件となるよう取り組む（令和元年度時点、169件）。併せて、産学官民から構成されるインフラメンテナンス国民会議の参加者数が令和7年度までに3,000者となるよう取り組む（令和2年度時点、2,100者）。

(3) 施設毎の取組

施設毎の具体的な取組については、以下のとおりである。

分野	施設	所管者としての取組	管理者としての取組
道路	<ul style="list-style-type: none">・橋梁・トンネル・道路附属物 （横断歩道橋、門型標識、シ	<ul style="list-style-type: none">・新技術等の地方公共団体への普及を促進するため、令和3年度より個別の事業における新技術等の活用の具体的検討を行うことを補助要件としている。	<ul style="list-style-type: none">・新技術の現場試行にあたり、フィールドの提供を積極的に行う。・点検業務への新技術の活用や、床版等への新技術・新材料の活用に対し、道路メンテナンス事業補助

	[エッド等]	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から、コスト縮減や事業の効率化などを目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている場合には、優先的に支援を行うこととしている。 コスト縮減や事業効率化のための比較検討など、地方公共団体における新技術等の活用の具体的検討の精度向上のための取組を進めつつ、現場条件等により新技術等の活用がなじまない事業を除き、新技術等を活用する補助事業が令和7年度までに100%となるよう取り組む。 橋梁・トンネル点検において、新技術の活用を検討した地方公共団体のうち、新技術を活用した地方公共団体の割合が令和7年度までに50%となるよう取り組む。(令和元年度時点、橋梁39%、トンネル31%) 道路分野の維持管理において、地方公共団体等職員が新技術を選定する際の参考となるよう、技術の性能値の確認に用いる標準項目をあらかじめ明示し、各技術の性能値をカタログ形式で整理・掲載した点検支援技術性能能力タログについて、定期的に更新し、令和7年度までに240技術に拡充する。(令和2年度時点、80技術) 	制度において優先的に支援する。
河川 ・ ダム	・ 河川管理施設	<ul style="list-style-type: none"> 新技術等の地方公共団体への普及を促進するため、令和2年度より、補助事業について、新技術等の活用を補助要件化している。 新技術等の地方公共団体への普及を促進するため、令和3年度より、交付金事業について、新技術等の活用の具体的検討を行うことを要件化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 国及び研究機関において開発された調査・点検技術、樹木の管理技術等の活用を図っていく。 堤防及び河道の点検において、航空レーザ測深(ALB)等を活用した水系の割合を令和6年度までに100%とした上で、取得した三次元データを用い、維持管理の効率化を図るためのツールであ

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から、コスト縮減や事業の効率化などを目的に新技術等を活用する老朽化対策のうち、試算などにより効果を明確にしている場合には、重点配分の対象としている。 ・オープンイノベーション型技術開発により、河川行政における技術課題や政策課題の解決を図る。 ・河川分野の維持管理において地方公共団体等職員が新技術を選定する際の参考となるよう、基準を満たす技術について点検・評価に関する基準類へ掲載し、活用を促す。 ・コスト縮減や事業効率化のための比較検討など、管理者における新技術等の活用の具体的検討の精度向上のための取組を進めつつ、現場条件等により新技術等の活用がなじまない事業を除き、新技術等を活用する補助事業等が令和7年度までに100%となるよう取り組む。 	る三次元河川管内図を整備した水系の割合を令和7年度までに100%とする。
・ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から、コスト縮減や事業の効率化などを目的に新技術等を活用する老朽化対策のうち、試算などにより効果を明確にしている場合には、重点配分の対象としている。 ・令和3年度中に管理者に対して、UAV等の新技術を活用した点検・補修更新工事等の高度化・効率化に取り組む実事例を提示し、新技術等の導入検討を促し、導入検討を図る。 ・コスト縮減や事業効率化のための比較検討など、管理者における新技術等の活用の具体的検討の精度向上のための取組を進めつつ、現場条件等により新技術等の活用がなじまない事業を除き、新技 	・新技術の現場試行にあたり、フィールドの提供を積極的に行う。

		術等を活用する補助事業等が令和7年度までに 100%となるよう取り組む。	
砂防	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防設備 ・地すべり防止施設 ・急傾斜地崩壊防止施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術等の地方公共団体への普及を促進するため、令和2年度より、補助事業について、新技術等の活用を補助要件化している。 ・新技術等の地方公共団体への普及を促進するため、令和3年度より、交付金事業について、新技術等の活用の具体的検討を行うことを要件化している。 ・令和3年度から、コスト縮減や事業の効率化などを目的に新技術等を活用する老朽化対策のうち、試算などにより効果を明確にしている場合には、重点配分の対象としている。 ・5Gを活用した無人化施工の現場実証を令和3年度に実施し、令和4年度以降の現場実装を目指す。 ・UAV等の新技術に関し、現場実証を通じて得られた検証結果等を活用にあたっての留意点等としてとりまとめ、適宜、「砂防関係施設点検要領（案）」に掲載する。 ・コスト縮減や事業効率化のための比較検討など、管理者における新技術等の活用の具体的検討の精度向上のための取組を進めつつ、現場条件等により新技術等の活用がなじまない事業を除き、新技術等を活用する補助事業等が令和7年度までに 100%となるよう取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術の現場試行にあたり、フィールドの提供を積極的に行う。 ・令和7年度までに、全ての水系において、UAVを活用した施設点検の実施を目指す。（令和2年度時点、47%）
海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸管理者が点検等において新技術を活用する際の参考となるよう、新技術の海岸分野への適用事例などを含めて令和2年6月に海岸保全施設維持管理マニュアルを改訂している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術の現場試行にあたり、フィールドの提供や先進事例の情報共有を積極的に行う。

		<ul style="list-style-type: none"> ・新技術等の海岸管理者への普及を促進するため、令和3年度より交付金事業における新技術等の活用の具体的検討を行うことを補助要件としている。 ・令和3年度から、コスト縮減や事業の効率化などを目的に新技術等を活用する老朽化対策のうち、試算などにより効果を明確にしている場合には、重点配分の対象としている。 ・コスト縮減や事業効率化のための比較検討など、海岸管理者における新技術等の活用の具体的検討の精度向上のための取組を進めつつ、現場条件等により新技術等の活用がなじまない事業を除き、新技術等を活用する交付金事業が令和7年度までに100%となるよう取り組む。 	
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・管路施設 ・処理施設 ・ポンプ施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）等により、AI・ICT等の導入による下水道施設運営の最適化・高度化を推進する。 	
港湾	<ul style="list-style-type: none"> ・水域施設 ・外郭施設 ・係留施設 ・臨港交通施設 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術等の港湾管理者への普及を促進するため、令和3年度より個別の事業や交付金事業における新技術等の活用の具体的検討を行うことを補助要件としている。また、コスト縮減や事業の効率化などを目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている場合には、優先的に支援を行うこととしている。 ・令和3年度中に、港湾に適用可能な点検・補修に係る新技術等を港湾管理者に提示し、新技術等の導入検討を促し、導入促進を図る。 ・コスト縮減や事業効率化のための比較検討など、港湾管理者における 	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術の活用に関する基本的な方針を個別施設計画に記載する。

		<p>る新技術等の活用の具体的検討の精度向上のための取組を進めつつ、現場条件等により新技術等の活用がなじまない事業を除き、新技術等を活用する補助事業等が令和7年度までに100%となるよう取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年3月に公表した「港湾の施設の新しい点検技術カタログ」の充実化を図る。 	
空港	<ul style="list-style-type: none"> 空港土木施設 （滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、共同溝、地下道、橋梁、場周・保安道路、のり面、擁壁、護岸、道路・駐車場等） 	<ul style="list-style-type: none"> 滑走路、誘導路等の点検・診断について、損傷の点検・診断手法の技術研究開発を進める。 新技術の導入促進に向け、令和3年度から地方空港管理者が実施する「施設（一部付帯施設を除く）の更新」への補助金の支援にあたり、新技術等の導入方針を個別施設計画（維持管理・更新計画書）に記載し、具体的検討を行うことを要件化する。 コスト縮減や事業効率化のための比較検討など、管理者における新技術等の活用の具体的検討の精度向上を図りつつ、現場条件等により新技術等の活用がなじまない事業を除き、新技術等を活用する補助事業が令和7年度までに100%となるよう取り組む。 空港分野の維持管理において、地方空港管理者等が新技術を活用する際の参考となるよう、国管理空港で取り組んでいる新技術を掲載した空港分野の性能力タログを更新する。 	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理の効率化のための技術として開発した「空港管理車両による簡易舗装点検システム」等の導入を促進する。
	<ul style="list-style-type: none"> 空港機能施設 （航空旅客の取扱施設） 	<ul style="list-style-type: none"> 国の建築物等の保全において活用している点検や修繕に関する新技術について、管理者に対して、引き続き、参考に情報提供する。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・航空保安施設 (無線施設、航空灯火) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が管理している航空保安施設の保全において、活用している点検や修繕に関する知識や技術について、引き続き情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術の現場試行にあたり、フィールドの提供を積極的に行う。
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道 (線路、停車場、電気設備、運転保安設備) ・軌道 (軌道、線路構造物、電力設備、保安設備、通信設備) 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設等の保守点検において、変状の検出や異常箇所の早期発見等を可能とするための技術開発を推進し、実用化後は活用状況等のフォローアップを実施する。 ・鉄道事業者の点検要領である「鉄道構造物等維持管理標準・同解説（構造物編）」及び「維持管理の手引き（鋼構造・コンクリート）」を策定した鉄道総合技術研究所において技術開発した検査・診断、補修等の新技術の事例についてとりまとめ、パンフレット及びHPにて掲載しており、引き続き、検査・診断、補修等に係る技術開発を進め、事例集を充実させるとともに、現在作成中の各種「維持管理の手引き」においても、上記事例集を紹介する。 	
自動車道		<ul style="list-style-type: none"> ・該当無し 	
航路標識	<ul style="list-style-type: none"> ・灯台 ・灯標 ・立標 ・浮標 ・無線方位信号所 等 		<ul style="list-style-type: none"> ・施設点検における目視点検について、直接目視に替えドローン撮影画像を用いることを可能とする取組を令和3年度から導入を図る。
公園	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園 ・特定地区公園（カントリーパーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術が導入されている各施設における取組を収集し、適用条件等を整理した上で、地方公共団体に対して、参考に情報提供することにより、現場導入・普及を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術の現場試行にあたり、フィールドの提供を積極的に行う。
住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅 ・公社賃貸住宅 ・UR 賃貸住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁診断装置等の新技術を活用した外壁調査方法について、建築基準法第12条の定期報告制度の外壁の調査方法として用いるための技術資料等を整備する。 	

		<ul style="list-style-type: none"> 改修等に係る先導的な技術を積極的に導入していく取組を支援するとともに、技術開発・民間活用等の取組から得られた技術的知見等を地方公共団体等に情報提供する。 	
官庁施設	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎 宿舎 等 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物全般に係る点検・診断に関する新技術が現場導入されている各施設における取組を収集し、必要に応じ、適用条件等を整理した上で、各省各庁及び地方公共団体に対して、参考に情報提供することにより、現場導入・普及を目指す。 長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、現場導入・普及を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物全般に係る点検・診断に関する新技術が現場導入されている各施設における取組を収集し、現場導入を目指す。 長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、現場導入を検討する。
観測施設			・該当無し

6. 情報基盤の整備と活用

(1) 情報の蓄積・更新

維持管理業務を通じて収集した情報については、国はもとより、地方公共団体等を含め、確実に蓄積するとともに、施設の点検結果等を踏まえて適切に更新する。

また、施設毎に構築を進めているデータベースについて、適切な運用を図る。

(2) 情報の利活用と発信・共有

データベースや情報プラットフォームに蓄積・集約化した情報については、効果的な維持管理の実施、作業の効率化、事故等に係る同種・類似のリスクを有する施設の特定、新技術の開発・活用等の老朽化対策の高度化、資産価値の評価等へ積極的に活用していくため、施設管理者間や分野間での連携を推進する。

また、インフラの3次元データのほか、官民が保有する様々なデータの幅広い利活用を推進する「国土交通データプラットフォーム」と、スマートシティにおける都市OSとの連携を推進し、活用事例の具体化・発信を通じ、横展開を図る。

建設生産システムの効率化・高度化に向け、令和5年度までに小規模を除く全ての公共工事におけるBIM/CIMを適用する。

国民への情報発信として、「社会資本の老朽化対策情報ポータルサイト」を通じて、インフラメンテナンスに関する様々な情報を引き続き発信する。

(3) 施設毎の取組

施設毎の具体的な取組については、以下のとおりである。

分野	施設	所管者としての取組	管理者としての取組
道路	<ul style="list-style-type: none">・橋梁・トンネル・道路附属物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）	<ul style="list-style-type: none">・地方公共団体等を含めた維持管理情報を一元的に集約するシステムを適切に運用するとともに、地方公共団体等へデータの蓄積・更新を促す。・所管するインフラの台帳及び維持管理情報のデータベースの導入が令和7年度までに100%となるよう取り組む。	<ul style="list-style-type: none">・維持管理情報のデータベースを適切に運用し、データの更新を着実に実施する。・受発注者間の円滑な情報共有に資するためのデータベースシステムを導入する
河川 ・ダム	・河川管理施設	<ul style="list-style-type: none"><河川・ダム>・地方公共団体等を含めた維持管理情報を一元的に集約するシステムを適切に運用するとともに、地方公共団体等へデータの蓄積・更新	<ul style="list-style-type: none">・河川維持管理データベースシステム(RiMaDIS)を適切に運用し、データの更新を着実に実施する。
	・ダム		<ul style="list-style-type: none">・維持管理情報のデータベースを適切に運用し、データの更新を着

		を促す。	実に実施する。
砂防	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防設備 ・地すべり防止施設 ・急傾斜地崩壊防止施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防関係施設管理情報に関するデータベース等の拡充・集約を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防関係施設のデータベースを適切に運用し、データの更新を着実に実施する。
海岸	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸管理者と共有している海岸保全施設の海岸保全施設諸元・健全度評価状況等のデータベースのデータ利活用に向けて、海岸管理者へデータの蓄積・更新・共有を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設の海岸保全施設諸元・健全度評価状況等の調査票を適切に運用し、最低限、年1回以上のデータの更新・所管省庁との共有を着実に実施する。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・管路施設 ・処理施設 ・ポンプ施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に管路施設に関するデータ形式の標準仕様を策定するとともに、施設情報と維持管理情報を一元的に管理し、共通プラットフォーム検討に着手するなど台帳電子化を促進させる。 ・管路施設のマネジメントに向けた基本情報等の電子化の割合について、令和7年度までに100%となるよう取り組む。(令和2年度時点、36%) 	
港湾	<ul style="list-style-type: none"> ・水域施設 ・外郭施設 ・係留施設 ・臨港交通施設 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設の維持管理情報を一元的に集約する既存システムを適切に運用するとともに、港湾管理者へデータの蓄積・更新を促す(令和元年度時点、維持管理にかかる情報のデータベースを導入した港湾管理者の割合100%)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理情報のデータベースを適切に運用し、データの更新を着実に実施する。
空港	<ul style="list-style-type: none"> ・空港土木施設 〔滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、共同溝、地下道、橋梁、場周・保安道路、のり面、擁壁、〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方空港管理者等を含めた維持管理情報のデータベース「空港施設管理情報システム」を地方空港管理者等へデータの蓄積・更新・活用を促す。 ・維持管理にかかる情報のデータをデータベース「空港施設管理情報システム」へ登録した施設管理者の割合が令和7年度までに100%となるよう取り組む。(令和2 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理情報のデータベース「空港施設 CALS システム」へのデータの蓄積と更新を着実に実施する。 ・蓄積した情報は、航空局、各地方航空局、及び各地方整備局等の港湾空港部等の中で広く共有する。

	<p>〔護岸、道路・駐車場等〕</p> <p>年度時点、38%)</p>	
	<p>航空保安施設 (無線施設、航空灯火)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等の無線施設担当職員を対象に、航空機運航の安全性確保の観点からの保守点検実施情報、障害情報等の蓄積・活用に関する指導について、毎年継続的に実施する。 地方管理空港等の航空灯火担当職員を対象に、航空灯火施設の確実な運用、保守の改善及び施設の信頼性向上等、技術管理情報の収集・共有を目的とした技術報告会を毎年開催する。また、収集した情報を活用し、トータルコストの縮減・平準化を図る。
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道 〔線路、停車場、電気設備、運転保安設備〕 軌道 〔軌道、線路構造物、電力設備、保安設備、通信設備〕 索道 〔索道線路等、停留場、原動設備、握索装置、保安設備〕 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道等の施設の保全については、鉄道に関する技術上の基準を定める省令等に基づき、検査等を行ったときはその記録を作成し、これを保存するよう、引き続き、鉄道事業者等に対し、法令に基づく保全の実施について指導する。 平成25年度に、中小鉄道事業者等の鉄道構造物を対象に、施設の諸元、検査及び措置等を内容とする維持管理に係る共通のデータベースを構築し、情報を蓄積していくところであり、引き続き、適切な運用を推進する。
自動車道		<ul style="list-style-type: none"> 該当なし
航路標識	<ul style="list-style-type: none"> 灯台 灯標 立標 浮標 無線方位信号所 等 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度までに導入、運用を完了した航路標識に係る維持管理情報のデータベースについて引き続きデータの蓄積と更新を確実に実施し、本庁、管区本部及び保安部所等で広く情報共有する。

公園	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園 ・特定地区公園（カントリーパーク） 	<p>・地方公共団体等を含めた維持管理情報を一元的に集約するシステムについて、地方公共団体等ヘデータの蓄積・更新を促す。</p> <p>・公園施設の維持管理にかかる情報の集約化・電子化の割合が令和7年度までに約50%となるよう取り組む。（令和元年度時点、約27%）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理情報のデータの更新を着実に実施する。 ・公園施設の維持管理にかかる情報の集約化・電子化を進める。
住宅	・公営住宅	<p>・平成28年度の「公営住宅等長寿命化計画策定指針」の改訂の際に、新たに点検・修繕履歴に係るデータベースの具体例を示しており、地方公共団体に対し、点検・修繕履歴データの蓄積・更新やデータを活用した適切な修繕等の実施を促す。</p>	
	・UR賃貸住宅	<p>・平成25年度に、事業主体（UR）において、施設の諸元、点検・診断及び修繕・更新の履歴等を内容とする共通のデータベースを構築済みであり、適切な運用が図られるよう、必要に応じて情報提供を行う。</p>	
官庁施設	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎 ・宿舎 等 	<p>・全ての官庁施設を対象に、保全の実施状況の調査（保全実態調査）に必要な施設の諸元等の情報を「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」に蓄積し、官庁施設の維持管理にかかる情報の集約化・電子化の割合について、令和7年度まで 100%を維持する。（令和元年度時点、100%）</p> <p>・引き続き、各省各庁に対して保全実態調査を実施し、情報の更新を毎年実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省が管理する全ての官庁施設を対象に、保全の実施状況の調査（保全実態調査）に必要な施設の諸元等の情報を「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」に登録し、情報の更新を毎年実施する。 ・蓄積した情報は、各施設管理者並びに官庁営繕部及び各地方整備局等の営繕部等で共有する。
観測施設	<ul style="list-style-type: none"> ・測量標（電子基準点、駿潮場） 		<p>・国土地理院の施設を対象に、施設の諸元、点検・診断及び修繕・更新の履歴等を内容とするデータベースである「電子基準点属性データ」と「駿潮場の情報」を運</p>

		<p>用する。これにより、基本情報、健全性等の情報の集約化・電子化の割合を毎年度 100%とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> データベースの情報は、国土地理院本院及び各地方測量部の中で広く共有する
• 気象レーダー施設		<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度に、気象庁の施設を対象に、点検・診断及び修繕・更新の履歴を、「VII. 7. 基準類等の充実」の基準類に定める形式で、電子ファイルとして蓄積するデータベースを構築し、情報を蓄積したところであり、引き続き、情報の更新を実施し、情報の集約化・電子化の割合を毎年度 100%とする。 蓄積した情報は、気象庁本庁及び各気象台の中で広く共有する。

7. 基準類等の充実

(1) 基準類等の充実

建築基準法令に基づく建築物の定期点検等の分野横断的な基準類や各分野の基準類について、引き続き適切に運用するとともに、適時・適切に改定を行う。

より効率的なインフラメンテナンスが着実に実施されるよう、メンテナンスの質の向上、作業の効率化、利用者への影響の最小化、工期の短縮、トータルコスト縮減等の観点から有用と判断された新技術の普及状況や、「VI. 5. 新技術の開発・導入」に掲げた取組の進捗を通じて得られた知見を、関連する基準類に反映する。

また、建築基準法等の分野横断的な法令等や各分野の法令等を引き続き適切に運用するとともに、社会構造の変化や本計画に基づく取組を進める中で発生する新たな課題に対応するため、制度化が必要な事項については、機会を捉えて法令等の整備を推進する。

(2) 施設毎の取組

施設毎の具体的な取組については、以下のとおりである。

分野	施設	所管者としての取組
道路	<ul style="list-style-type: none">・橋梁・トンネル・道路附属物 <p>〔横断歩道橋、門型標識、シェッド等〕</p>	<ul style="list-style-type: none">・橋梁の床版やトンネルの覆工などに活用可能な新技術や新材料について、その性能確認等を行う第三者機関を選定し、新技術・新材料の導入に必要な技術基準類の整備を迅速化する。
河川 ・ ダム	・河川管理施設	<ul style="list-style-type: none">・大河川に加え、中小河川における維持管理の更なる充実と、点検評価の更なる効率化を図るため、点検・評価に関する基準類を改定するとともに、地方公共団体に対して情報提供を行う。
	・ダム	<ul style="list-style-type: none">・基準類を適切に運用するとともに、性能能力タログで示した新技術の普及状況等を踏まえて、適時・適切に基準類等を改定する。
砂防	<ul style="list-style-type: none">・砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設	<ul style="list-style-type: none">・基準類を適切に運用するとともに、新技術の普及状況や新たな知見などメンテナンスを取り巻く動向を踏まえながら適時・適切に基準類等を改定する。
海岸	・海岸保全施設	<ul style="list-style-type: none">・海岸管理者へ技術的助言として周知する基準類として、「海岸保全施設維持管理マニュアル（令和2年6月改定）」を使用する。・「海岸保全施設維持管理マニュアル（令和2年6月）」では、「点検に関する技術の例」において新技術を用いた点検手法の具体例（22事例）を示すとともに、対象施設や条件、留意事項等を示しており、必要に応じて適時・適切に改定

		を行う。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・管路施設 ・処理施設 ・ポンプ施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道革新的技術実証事業（B-DASH プロジェクト）において、新技術等の技術実証を行うとともに、ガイドラインを策定する。 ・基準類を適切に運用するとともに、新技術の普及状況等を踏まえて、適時・適切に基準類等を改定する。
港湾	<ul style="list-style-type: none"> ・水域施設 ・外郭施設 ・係留施設 ・臨港交通施設 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準類を適切に運用するとともに、令和3年3月に公表した「港湾の施設の新しい点検技術カタログ」の充実化を図る。
空港	<ul style="list-style-type: none"> ・空港土木施設 〔滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、共同溝、地下道、橋梁、場周・保安道路、のり面、擁壁、護岸、道路・駐車場等〕 ・航空保安施設 (無線施設、航空灯火) 	<ul style="list-style-type: none"> ・トータルコストの縮減や新技術の導入検討等が適切になされるよう、「空港内の施設の維持管理指針（平成25年9月制定）」の改定を行う。 ・「航空保安無線施設の管理規程等策定基準及び安全管理システム整備基準」、「空港機能管理規程（セイフティ編）策定基準」に基づき管理規定等を策定し、適切な運用を行う。
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道 〔線路、停車場、電気設備、運転保安設備〕 ・軌道 〔軌道、線路構造物、電力設備、保安設備、通信設備〕 ・索道 〔索道線路等、停留場、原動設備、握索装置、保安設備〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道等の施設の保全に係る基準類については、新たな知見や社会経済情勢の変化を踏まえ、適時・適切に改定を行う。
自動車道	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁 ・トンネル ・大型構造物 	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的なインフラメンテナンスが着実に実施されるよう適時・適切に基準類等を改定する。
航路標識	<ul style="list-style-type: none"> ・灯台 ・灯標 ・立標 ・浮標 ・無線方位信号所 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断に適用する「航路標識施設及び管制信号所の施設点検の手引き」を適切に運用すると共に、新技術の普及状況等を踏まえて、適時・適切に改定する。
公園	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園 ・特定地区公園（カントリーパーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準類を適切に運用するとともに、技術的な知見の進展等を踏まえて、適宜基準類等の改定を検討する。
住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準類を適切に運用するとともに、新たな知見を踏まえた

	<ul style="list-style-type: none"> ・公社賃貸住宅 ・UR 賃貸住宅 	がら適時・適切に基準類等を改定する。
官庁施設	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎 ・宿舎 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・官庁施設の定期点検及び保全に関連する以下の法令、基準等について、適切に運用するとともに、適時・適切に整備・改定を行う。 ・定期点検に関する法令、基準等 <ul style="list-style-type: none"> 一官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年6月施行） 一国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年11月施行） 一国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年11月施行） ・官庁施設の保全に関する基準等 <ul style="list-style-type: none"> 一国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成17年6月施行） 一国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領（平成17年6月策定）
観測施設	<ul style="list-style-type: none"> ・測量標 (電子基準点、駿潮場) 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検については、「電子基準点現地調査作業要領（令和元年6月改定）」及び「国土地理院駿潮場保守及び測定要領（令和3年1月改定）」を適用する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・気象レーダー施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検については、「レーダー気象観測業務実施要項（平成25年9月策定）」を適用する。

VII. フォローアップ計画

本計画に関する進捗状況を把握するとともに、進捗が遅れている施策の課題の整理と解決方策等の検討を行うため、計画のフォローアップを行う。

また、必要に応じ、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において報告するとともに、他省庁との連携方策のあり方についても適宜見直しを行う。

本計画の取組の進捗や、各分野における最新の取組状況等については、国土交通省ホームページ等を通じて積極的に情報提供を図る。

将来の維持管理・更新費の推計方法等について

<維持管理費、更新費の定義>

維持管理費	施設、設備、構造物等（以下「施設等」）の機能の維持のために必要となる調査、点検・診断、補修・修繕等に要する費用
更新費	老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に回復するために必要となる設計、撤去、築造などの費用。（現行基準への適合のために要する機能向上経費は含む。）

<推計の前提条件>

推計の対象範囲	分野 管理 者	13分野（道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、観測施設）＊ 国、地方公共団体、地方道路公社、高速道路会社、独立行政法人水資源機構、一部事務組合（海岸、下水道、港湾）、港務局（海岸、港湾）、鉄道事業者
基本的な考え方		施設の損傷が軽微な段階で予防的な修繕等により機能保持を図る「予防保全」の考え方を基本として、将来の維持管理費、更新費に関する推計を実施。 ＊比較として「事後保全」の考え方による試算を実施。
推計期間		【推計実施期間】 30年後の推計を実施（2018～2048年度） 【集計した期間】 ①30年間を通じた費用の集計（2019～2048年度） ②現在から5年後、10年後、20年後、30年後の断面における1年あたりの費用の集計 (2018、2023、2028、2038、2048年度)
その他		・これまでの取組の実績を通じて得られた知見等に基づき、維持管理や更新の単価・時期に、予防保全や新技術による長寿命化の効果を反映。 ・更新時に、現行基準への適合のための機能向上を実施。 ・点検・診断・更新等を行う場合に対象となる構造物の立地条件や施工時の条件等により、施工単価が異なるため、この単価の変動幅を考慮し、推計値は幅を持った値としている。 ・用地費、補償費、災害復旧費は含んでいない。

※「自動車道」は、推計に必要なデータが入手出来ていないため、含まれていない。